

平成22年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年3月11日（木） 9時30分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	農林水産課長 山崎龍一
副町長 門脇裕	下水道課長 中前千之
教育長 藤田勲	建設課長 井川寛
総務課長 渡部國彦	水道課長 大庭孝久
会計管理者 嶽野正弘	総務学校教育課長 岩水守
企画財政課長 齋藤福昌	生涯学習課長 高梨康二
税務課長 竹林行政	布施支所長 松井忠弘
町民課長 佐々木秋幸	五箇支所長 村上和弘
福祉課長 村上静夫	都万支所長 石川伸吉
保健課長 阿部真澄	定住対策係長 灘進
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 27名

議事の経過

議長（米澤壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告・説明を求め、または疑問を質すものであります。

付議された事件に関し疑義を質す「質疑」とは本質的に異なるものですので、通告した質問の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

また、質問時間は、答弁を除き30分以内となっています。執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

議長（米澤壽重）

始めに、3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

通告してあります質問を行います。先ず町長に伺います。

わが隠岐の島町の経済・雇用が正に疲弊しております。

国は、リーマンショックにおいて、国内経済・雇用が壊滅的影響を受け、時の麻生総理が2008年の第2次補正予算を国会に提出し、2009年1月26日に成立させ、定額給付金に始まり、子育て応援特別手当、雇用創出、地域活性化交付金と、本町も一時の活性化に寄与したと思われるが、本当に執行目的が達成されたのでしょうか。雇用に至っては一時雇用、一番望まれる正規雇用の促進は、おざなりにされております。

本当に、民の力となりうる投資効果があったのか、正に、検証すべきであります。「虚しい月明かりが照らす」ような「まち」には絶対してはいけない。民に力なくして「まち」の繁栄はない。ましてや何の目的なくして1億7千万円を執行停止しています。

国も、民主党政権に代わり、財源で苦しみながらも09年度補正予算(2号)を通常国会で可決し、その目的は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」で、その予算7兆2,013億円、本町も速やかに、取り組みが始まっているが、過去の執行を検証し、民に活力が生まれる投資計画を作成し、正規雇用につながるよう、また「まち」が活性化するように慎重に執行すべきであります。

22年度当初予算においても、国は地方交付税前年度比6.8%の増を決定しているが、本町では交付税の前年度比1億5千8百万円減で予算編成しております。

確かに本町では、交付税の増につながる材料は一つもないといっても過言でございません。人口の減少、特に、行財政改革で学校統合により学校が減り、それに伴う先生方が35人、家族を入れると約100人、そして少子化、まちの疲弊、若者の雇用機会、公債費の償還でも影響しております。

隠岐の島町の今年の公債費、先ず前年比と比べると減になっております。公債費が減になるということは、その70%が交付税減に繋がってまいります。その事を、しっかりと、編成計画をしながら借金返済も住民の利益になるような返済をするものと思っております。

そこで今、隠岐の島町の状況そのものが国、県と同じような疲弊した状況であります。私は危惧しております。

町長は今年度の年頭の挨拶でも言っておられます。「直ぐやる 今やる ワシがやる 求められるのはスピードにある！」

時の明治・大正時代に医学を学び、政治を志し、通産大臣、内務大臣、外務大臣、当時の東京市長になり、関東大震災の復興責任者になった後藤新平氏がこうっております。

「財を遣すは下 事業を遣すは中 人を遣すは上 されど財をなさずんば 事業保ち難く事業なくんば 人育ち難し」と言っています。正に、今日の世状を表しております。

そこで町長の所信を伺います。

町長は、この「まち」をどうつくっていきたいのか、お伺いいたします。

番外(町長 松田和久)

ただ今の、平田文夫議員の「隠岐の島町の将来について、そして、『まち』のあるべき姿について」のご質問をいただきました。

議員仰せのとおり、一昨年からの国内経済・雇用の悲惨な状況は、ご承知のとおりでございます。わが町におきましても、それ以上の疲弊した経済状況でございますが、各種の地域活性化交付金を財源にいたしまして、建設事業はもとより修繕事業など事業年度の前倒しも含めまして、実施することができまして、これも一時的であろうかと思いますが、地域活性化に一定の効果をもたらしたと考えております。

議員仰せの正規雇用は大変重要であると私も思っております。

私はそのために、ご案内のように定住対策課を設置いたしまして、企業誘致や本町で新たに興す起業支援に積極的に取り組んでまいってきているところであります。

ご案内のように昨日は、木質バイオマス技術評価委員会第1回大会が京都で開かれておりますが、今回第2回大会が昨日午後に隠岐の島町で開催をされておりました、先ほど総務課長が申しましたように、本日は定住対策課長が所用で欠席と申し上げましたが、同じこの時間に今、布施で実証プラントを作っております、これは木質バイオマスリグノフェノールを採るための施設であります、その施設を建設中であります布施地区を評価委員会の委員の皆さんで現地踏査が行われている最中であります。

このように、そういった起業支援にも積極的に取り組んでまいっておりまして、今後も継続的に取り組んでまいらなければならない。

このことが、雇用や活性化に繋がっていくと考えているところであります。

また、12月時点で、保留財源としておりました普通交付税は、本年度（平成21年度）の当初予算におきまして、財政調整基金及び減債基金を取り崩しての予算編成を行なっておりますので、その基金を将来の財源不足に備えるための財源として確保するために、減額補正をし、交付税を満額計上させていただいたところであります。

これは、ご承知のとおり、現在、合併特例で加算交付されている交付税が将来、平成27年から5年間でありますが、徐々に減額されてまいりまして、平成32年からは約10億円以上、恐らく12億円を超えるのではないかと、今、試算をいたしておりますが、このように後10年後には交付税が一般算定になります。そういったことから10億円以上のお金が減額されてまいります。その減額に備えておかなければ本町の財政は非常に厳しいものになる。恐らく税収が、もう14億ちょっとしか考えられませんが、そういった事からすると、その税収の大半がなくなってくるようなかたちになって来ると、もう目に見えておりますので、ここは何とか、その減額分を今から蓄えをしておく必要があるというように考えているところであります。

次に、国の第2次補正の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」については、今回の補正予算で2億5千万円余りを計上いたしており、すべて来年度への繰り越し事業であります、引き続き地域の活性化が図られると期待しているところであります。

そこで、「町長は、この隠岐の島町をどのような『まち』にしたいのか?」というご質問であります、本町は、まちづくりの指針となる総合振興計画を、昨年9月に策定をさせていただき、12月には具体的な事業実施計画を策定し、「まちづくり」を今、新たに始めたところであります。

私は、「何とか地域に雇用の場を確保しよう、そして魅力あるまちにしよう、あるいは、島を活性化させていこう。」という強い思いがあります。それには、これまでも度々言われてまいってきておりますことですが、やはり観光を前面に押し出し、地元の農林水産物を活用した「食」の提供や特産品の「ブランド化」など、島の地域資源を活かしながら、さまざまな産業と連携し、新たな産業の創出、再生に努めてまいらなければならないと考えているところです。

さらに、議員仰せの、「若者が安心して生活できる隠岐の島町にするためには、雇用（働く場所）の確保が最も重要である。」議員仰せのとおりであります。

本町は、これまで、漁港、港湾、道路及び公共施設など、まだまだ100%とはいえませんが、昔に比べたら非常によくなったと思っております。かなり整備されてきたと思っております。これからは、これらの社会資本といいますか、施設を活用して、「ものづくり」を行い自主自立のまちづくりを進めてまいることが、もっとも肝要であると考えております。

一昨年の燃油混油事故、これが一つの契機になりましたが、先般、町でもタンクを整備いたしました。今、わたしが「ものづくり」をするためには大切なことは2つある。

ひとつは、まだまだ自然エネルギーとか、太陽光発電といいますか、化石燃料にたよる部分が、これからもまだ続くと思うのです。そういたしますと、安心して、安定的に供給できる、更には1円でも安い燃油を生産者の皆様方に提供していくということが、先ず私は大事だろうということで、そういうことも考えたところでございます。

これからは本土と競争していくためには、輸送費をどうやって削減させていくか、これは国土交通省にもお願いをしておりますが、これから離島航路につきましても検討させていただきたい。

ということで、皆様方が安心して「ものがつくれる」、そして競争ができる環境を作っ

ていくことが、私に課せられた最大の課題であると受け止めているところであります。

そして、地域の雇用を支える、「島の地域資源を活用した持続可能で自立型」の産業も一方では芽生えつつあるようです。また、隠岐の医療、これも非常に大変な問題ですが、要である新隠岐病院建設もいよいよ工事に着手することができました。今年秋ぐち頃から具体的な工事に入れると思っております。

今後も町民の皆様が安心して住める魅力あるまちづくりに向けて、誠心誠意取り組んでまいりますこととお約束し、私の答弁に代えさせていただきたいと思えます。

3番（平田文夫）

再質問をおこないます。

確かに将来のために基金を残すんだと、わが町は昨年も税収は約14億円、しかし新年度の予算は140億円、9割がたが依存なのです。それを解消するためには、何が必要かと。この町の人口を増やすことが必要なのです。

今年は国勢調査年であります。国からのいろいろなお金というものは、その対象は人口が増えるということが1番なのです。

だから町長は将来に対して、10年先には合併交付税そのものがゼロになっていくわけです。隠岐の島町は年に320名の死亡者がいる、新生児は100名そこそこ、年間に200人ほど減るわけです。町長がいう10年先には2,000人の人口が減るという結果になるわけです。

その対策を町長はどうするのですか。それには、若者が定住することによって100%解消しなくても、解消するそういう町になるのではないですか。その人口を増やす対策をどうお考えですか。

番外（町長松田和久）

平田議員の再質問にお答えいたしますが、この問題は「にわとりが先か、卵が先か」という議論に・・突詰めて行くと、なってしまうのではないかと思っておりますが、私も合併をいたしました時には17,613人でスタートをした。それが、今年、人口を調べたところ16,093人とかいう数字で、実に千数百人という方々がこの合併から5年余りの間に減ってきています。

今、現在高齢化比率が合併する前と比較いたしますと、相当上がってまいりまして33%に今なっております。65歳以上の人口が約3分の1、そして平均年齢がもう51歳になるうとするような状況でございます。

高齢化からくる死亡者が年々増加してきておることから、これが人口減少の大きな要因に

なっているように思っております。一方でこれだけ経済社会が疲弊をいたしてありまして、国もご案内のように 92 兆 3 千億円の予算が組まれた。

ところが税収見込みは、09 年、今年度末の見込みですが 36 兆円台に下る。少し景気がよくなって 37 兆 4 千億円位を予算化するというような話を伺っておりますが、昨年度と比較いたしまして 18.9%も落ち込んでいる状態であります。いわゆる、霞ヶ関の埋蔵金、これが 10 兆 6 千億円、これがいつまでもありません。そして、新規心配なのは国債発行であります、これは 44 兆円を超えるという新年度予算見られたと思いますが、国民一人当たりにして、今産まれたばかりの赤ちゃんまでもがもう計算にも入れまして一人当たり 683 万円位の借金になるということでありませう。

そういう状況のなかで、いつまでも今のようなかたちで交付税が地方に配分されるということは、私は極めて不透明だということに考えております。

大切なのは、おっしゃいますように雇用対策が大切ではございますが、私にとって更に大切なのは、今のようない行政サービスが多少細くなっても先までもつなげられる。このことを一番大事にしたいと考えるために、合併特例債 5 年後から減ってまいります。減り方が 27 年度は 1 割しか減りませんが、28 年度は 30%減ります。そして 29 年度は 50%減るといふ形で、平成 32 年からは間違いなく 100%減ってくるということになりますと、先ほどもいいますように現在の税収が上がる方向であればいいですが、下がる方向しかありません。13 億円台にまで減ってくるようなことになるとすれば、その税収分がなくなると等しいような金額が減額されるということが、もうあきらかに今の法制上なっていることからすると、これも相当の事業が昨年来だしてあります。

企業にも相当な入札をして予算を出しておりますが、それを全部使い切っているのかというところ、それは少し問題があるということから、やはり蓄えてということが今、大切ではないかという事で、こういうことにさせてもらっておりますが、若い人の雇用対策というのが、今後の大きな課題であるということは議員仰せのとおりでありまして、その辺につきましても精一杯考えて、少しでも雇用対策になるような事業も打ち出してまいらなければならないと考えておりますので、また、ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

3 番 (平 田 文 夫)

次に任用についてお伺ひします。

地方公務員制度では、職員の採用及び昇任は、競争試験が原則である。但し、人事委員会

を置かないわが町においては、競争試験又は選考とあります。町長の意向により採用する事も出来るわけです。

本町の採用試験実施要綱では、競争試験によるものでありますが、試験内容は、教養試験、専門試験、作文試験、面接試験、技能試験、実技試験であります。

先ほど町長にお伺いしましたら、この町は「上級」「中級」の職員を求めてない、「初級」程度の知識があれば採用するのだとおっしゃいました。

本町は、合併して6年目に入ろうしております。その間、高校の新卒者が一人として採用されていない、そこでお伺いたします。

応募しても採用されないのか、応募すらないのか、教育が悪いのか、検証すべきであると私は思います。若者を多くこの「まち」に残す考えはないのか。

先ほども町長がいつておられましたが、なかなか難しい問題だといわれますが、高校野球でも特別枠を作って出場する学校もあるわけです。

将来、町を支えていく若者を採用していくまちであって欲しいと私は思いますので、町長の所信をお伺いたします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の分割質問2点目のご質問にお答えいたします。

町村合併いたしました平成16年10月以降、本町の一般事務職の採用は、本年4月採用予定者を含め9名でございます。

一般事務職の試験区分は、先ほどもお話がございますように高校卒業程度といたしております。受験資格における年齢は、昨年の場合には18歳から27歳までといたしました。

当然ながら高校新卒者も受験可能でございます。今までの受験者は全体で84名いたということです。そのうち3名が高校新卒者であったようです。

試験の結果9名を採用していますが、残念ながら高校新卒者の合格者は出ておりません。ただ職歴を持つ高卒者といいますが、卒業後に専門学校を卒業いたしまして、そういった職歴をもつ方が1名採用されています。

私といたしましては、高校新卒者にもどんどん受験に挑戦して頂きたいと思っているところであります。たまたま私は、ご案内のように広域連合長もいたしておりますが、広域連合の方でも高校生の受験がございまして、特にこの消防職員関係では昨年も1人、本年も1人合格をいたしております。近く着任することとなっております。

若者の職場が極端に少ない本町のような離島地域においては、役場が貴重な若者の雇用の

場であることは事実でありまして、可能な限り若い方々を採用して、故郷のために頑張って働いて頂きたいと考えています。

そうした観点に立ちまして、今まで長い間頑張っていたいただいております 50 歳を過ぎた高齢の方々にお願いするのは大変つらいものもございますが、退職勧奨や早期退職優遇制度を今後も引き続き実施いたしまして、新陳代謝を図り、職員構成のアンバランスを少しでも解消してまいりたいと考えています。

一方で定年延長が今 65 歳までというように検討されておりまして、時代の趨勢には逆行するかとは思いますが、また何より職員には大変申し訳なく思っていますが、ご理解とご協力を頂きまして、出来るだけ若い皆さんに挑戦し、入っていただきたいと、このように考えておりますことを申し上げながら答弁に代えさせていただきます。

3番（平田文夫）

確かに町長の言うこともさることながら、隠岐の島町は大災害に見舞われた。その時に町長は関西方面におられた、そして帰島してみて被害の大きさに“びっくり”した。

その時に先ず考えたことは、人災がなかったか、そのことが一番だと思います。

次に考える事は、お金はどうしようと・・・。

この度、復興して復興式典も終わった、その間に地域の皆さんや被害に遭われたお年よりがじっと助けを待って辛抱し、そしてその人災を防いだ、その体験をしたのが当時の中学生、それが今高校にきているわけです。

そういう体験を将来の「まちづくり」に活かすことも求められているわけです。特に一次産業の農業、そのノウハウはみんなお年寄りが持っている。お年寄りが頑張っているわけです。

将来のまちづくりに必ず活かせるような、そういう体験をしたから今の若者でもその体験を貴重な財産として、まちの将来の礎となるように、そういうような町のあり方が望まれると思いますが、町長のご意見をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員のおっしゃっていることはよくわかりますが、やはり高校を出て、更に専門学校、あるいは大学へと進まれる方々もいらっしゃいまして、だからこの島に雇用がない。

高校生だけを採用するという事は、私は理解としてはちょっと出来るのですが・・・。

頑張ってもらって、試験を受かっていただくということではないかと思っております、そういった貴重な体験をいたしました皆様方にもチャンスはあるわけですので、今少し頑張

っていただいて、私が平成16年から新町の町長を仰せつかってから一次試験で合格したというのは、高校卒で残念ながらなかったのではと思っております。そのために、隠岐高校や水産高校におじゃましているわけではございませんが、小学校、中学校含めて「もう少し勉強させてもらえませんか」というように、今お願いをして回っております。もうこれは高校だけの責任ではない。

例えば今、隠岐病院も島前病院も看護師が非常に不足しております、いくら推薦しても県立大学に入れないという実態があるものですから、併せて今、学校側にもお願いをしております、何とか役場でも、看護師にでも行くようになれるような……。そのためには、小中学生の頃からもう少し隠岐の子供たちに学力向上が求められるのではということで、もう教育長さんに任せておけばよいという訳にはいかんということから、私自らも出向いて今、学校側とも話しをさせていただいている。

今後、やはり高校生といわれる方々も、どしどし役場にも採用になれるような環境も、一方では作ってまいりたいというように考えております。

ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

3番（平田文夫）

町長の言われることは確かに分かります。

みんな平等であると、要するに人口が減っていることは学校の存続も問われるわけです。

その中で高校生に対して希望を与える、そして町が若い高校生を育てていくという使命感もあるわけです。

そのことは、堂々巡りになりますので、次は学力テストについてお伺いします。

今年度から、政権が変わり学力調査も全校参加を求めず、抽出方式で実施することが決定されましたが、本町は全校参加を決定したと伺っております。過去の本町の結果は散々の結果であったことは、教育長がいちばん肝に銘じていると思われませんが、学とは本当に難しい。

教育長、こんな座右の銘があることをお知りですか。「学ぶとは いかによりが 知らざるかを 知ること」

そこで教育長に伺います。

今年度の隠岐の島町の学力テストの目標は、どこにおいているのか、お伺いいたします。

番外（教育長 藤田 勲）

ただいまの平田議員の「学力テストの目標について」のご質問にお答えします。

初めに、全国学力調査は、議員ご承知のとおり新年度より学校抽出方式により、本町にお

いては、小学校1校・中学校4校が対象になっておりますが、小中学校全校で学力調査を実施する計画であります。

今年度、教育事務所・学校・教育委員会の三者で、隠岐の島町の統一した学力向上計画を策定したところであり、新年度から教育委員会事務局に指導主事を配置して、学力向上への取り組みをより強化してまいり所存でございます。

学力テストの目標につきましては、県平均を目標にしていきたいと思いますと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

3番（平田文夫）

教育長、民主党政権に変わって国民に一番アピールしているのは事業仕分け、中身はどうか、これは国民みんな注視している。

その中で、スーパーコンピューターの事業仕分けの時に、民主党の仕分け人がスーパーコンピューターは2番、3番でいいではないですかと言われた。それを聞いたノーベル賞を受賞した皆さんが「目標と言うのは1番でないといけない。1番目指して、2番、3番になるのだ。」と、教育長は「県の平均点」をとおかしいじゃないですか。

目標は高く掲げる事によって、皆さんがいろんな知恵をだして取り組むわけです。

そこら辺のことを、どう考えているか教育長に伺います。

番外（教育長 藤田 勲）

再質問にお答えいたします。

あの事業仕分けも、私もテレビで拝見をしておりました。

「一番ではなくてもいいのではないか。」と仕分けの議員さんが言っておられましたが、あれを観て私は、やはり目指すからには何事分野においても最高位を目指すのが本来の姿であると思っております。

ただ、本町の学力の件については、本町の実情を見据えた上での目標設定でございますので、その辺りはご理解願いたいと思います。

本来ならトップを目指してまいりますというように申し上げるのが、正に平田議員の言われるとおりだと考えておりますが、当面につきましては中位を目指してまいりたいというように考えております。

3番（平田文夫）

教育長、中位を目指すんだと。

では、その目指した結果が、それ以下だったら教育長はどう責任をおとりになるのですか。

番外（ 教育長 藤田 勲 ）

再々質問にお答えいたします。

まず、中位を目指してまいります。その結果が目指した目標に対して届かなかった場合につきましては、更に努力を重ねて教育委員会はもちろんです。家庭、学校、それぞれの教育という営みは、それぞれの分野で役割と責任があるはずでございますので、そこら辺りも先ほど申し上げました学力向上計画を策定したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、平田文夫 議員の一般質問を終わります。

次に、11番：遠藤義光 議員

11番（ 遠藤 義光 ）

それでは一般質問をおこないます。

一昨年9月、アメリカ発の経済危機は100年に一度といわれ、世界中を不況の渦に巻きこみました。資源を持たずその大半を輸入に頼っている我が国の経済は出口の見えないデフレの渦に沈み込んでいくかの様相を呈しており、多くの企業は業績不振のため倒産もしくは事業縮小を余儀なくされ、雇用の場を失った人々はなすすべもなく路頭をさまよっています。また、大学生や高校生の就職内定率は過去最低水準と報じられております。高校生においては本年74%余り、正に4人に1人が就職できないというのが日本の現状です。

隠岐においても公共事業の削減で、他にこれという産業を持たないため、若者が島に残って住みたいと希望しても就業の場が少なく出て行かざるを得ないと言うのが現状であります。いわんやふるさとを目指すUターン志望者もその壁に阻まれ帰ることができないでいるのです。

町長はかねてより、観光を基軸にした町づくり、産業振興を掲げ、第一次産業、とりわけ農林水産業の振興を唱えてきました。

私も耕作放棄地の解消や松枯れで価値を失った管理放棄山林を放牧場に開発するなどして、隠岐ならではの黒毛和牛の生産を振興することこそ、少ない可能性のなかの選択肢の一つであり、就業の場の創出につながると申し上げてきました。近年、建設業者の異業種参入でし竹栽培、農業、和牛生産に取り組む企業や、新規就農の若者も少しずつ現れ、これら新しい担い手の誕生はまことに喜ばしく島の将来に一筋の希望の光をみる思いがいたしております。

町においては蛸木の放牧場の整備を手がけてきました、まもなく今年度完成という報告が

あり、そして平成 22 年度当初予算においては大峰山麓西側に広がる笠松地区、旧五箇村の村有地でありました。町有林 24 ヘクタールを放牧場として新たな整備に取り組むべく予算計上がなされておりますが、このことは隠岐ならではの放牧飼育による足腰の強い和牛の低コスト生産につながり、これらの事業はたいへん評価に値すると思います。こうした牧野開発は真の産業基盤となり新しい就業の場ともなり得ます、また基盤整備のための事業は地場の緊急雇用対策としても有効であると考えられます。

農業共済事業の記録がございますが、昭和 30 年頃は 3,000 頭余の牛が飼養されていて、主にこの時代は農地を耕作するための役牛としてその畜力が利用されていたのです。現在の和牛は食肉用として生産されますが、数年前にはその数 200 頭まで減少してきました。

正に、産業と言えない状況になっていましたが、町をはじめ関係機関の取り組みと生産者の努力により、平成 23 年度末には 400 頭増頭をめざして取り組んでいるところです。

ところで隠岐の島町では何頭の牛が飼えるのでしょうか、私の試算であります。島前の例に倣って山地を放牧場に整備するとするならば、島の土地の約 20 パーセント以上の山林で牧野整備が可能と考えております。約 5,000 町歩の放牧場が生まれますと、粗放的な放牧では約 5,000 頭の牛の飼育が可能であります。しかもこれを管理放牧しますと 1 万頭も飼うことが可能となります。産業基盤の整備に関連産業も含め大きな公共事業をよびこむこととなり、雇用の創出と就業の場の拡大につながり、新たに 1000 人以上の人が職を得ることになるでしょう。当然、本当に隠岐の地で住みたいと願う人は大自然の中で額に汗をして働くことの尊さ、すがすがしさをおぼえて取り組むこととなりましょう。

本町の当面の目標は 400 頭でも将来目標を具体的に数値で大目標を掲げ、積極果敢に取り組むことこそ町長あなたの役目と考えますが、その先の具体的目標はあるのか、あるいは構想をお持ちなのか。放牧場としての好適地は旧西郷町内にも多く、すぐにでも着手可能な土地たくさんあり、整備を強く要望する地区もあるように聞いております。

「隠岐の海関」が幕内昇進をはたし郷土隠岐の島町が全国に知れわたるなかで訪れる人々が多くなると思われます。松枯れの無残な管理放棄された山林、人の手が入らない荒れた里山、また点在する耕作放棄地、これらの光景は訪れる人々をがっかりさせることになるでしょう。放牧場の整備がされ、緑の牧場が島内至るところに広がれば美しい海岸景観もあいまって、観光で訪れる人々にも思い出に残る夢と癒しの風景となりましょう。旅をして思うことですが、その土地に住む人々の営みが景観を醸成すると思いませんか？町長、あなたこそ思い切り夢と理想に向かって島を開拓する役目を担って突き進むことのできる方なのです。

どうぞ力強いお考えをお聞かせください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

只今の遠藤議員の畜産振興に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目の、「放牧場の整備で就業の場と雇用創出を」というご質問についてであります。議員仰せのとおり公共事業が減少する中、いろいろな分野で就業の場を確保していくことは、重要な課題であります。

一次産業での雇用の拡大は、これまでも再三お話しがございましたが、他の公共事業関係と違って第一次産業での雇用拡大というのは非常に難しいものがございまして、放牧場の整備が本来の目的に加え、雇用の創出に繋がっていければ、喜ばしい事と考えております。

次に2点目の、「将来展望と牧野開発、飼養頭数の具体的数値目標は」とのご質問についてであります。私は常々、隠岐の農業の柱は、米と最近は少し停滞気味にありますが畜産、作目として非常に有効だと申し上げておりますが、そういった思いで畜産には多大な思いをもってまいったつもりであります。

当面の目標としています400頭につきましては、畜産農家の方々や各企業のご協力もあり、達成の目処が概ねたってきたところであります。確か23年度でした。

また、400頭に対応できる公共牧野の整備につきましても、先ほどご案内がございますようなかたちで整備を進めてまいりたいと考えております。

しかし、私の考えは400頭に止まることなく、さらなる増頭も必要であると考え、検討を今進めさせているところでございます。その中で将来目標をいくりにするかという事を決めたいと思えますが、相当な森林がございまして。総面積が島後の場合には2万4,300ha全体で、その内の林野面積というのが2万990haあります。そういう中では相当な可能地を持っているということには間違いございません。

次に3点目の「観光といかにリンクさせるか」とのご質問であります。島の景観のひとつとして、牛の放牧風景は非常に牧歌的風景につながってまいりまして、島ならではの風景でありまして、ふれあいなどを目的とした観光牧場等も検討してみる価値は大いにあると考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたしたいと思えます。

11番（ 遠 藤 義 光 ）

確かに明確にお答えになりましたが400頭というのは、かねてより目標でありまして、新たな目標ではないわけです。

ところで町長、今、隠岐の島の農業粗生産額がいくらかご存知でしょうか。約6億ですよ、

その 6 億のなかで JA 隠岐が、隠岐農協で取り扱われている農畜産物の取扱高が2億2,000万円です。米の集荷が 1 億2,000万円、和牛の販売高が約 7,000 万円位です。あとは椎茸と多少の野菜です。これが隠岐の島の農業の現状なのです。

例えば 400 頭になりまして 100 % 出産したとして、景気によりますが 1 億2,000万円位の売上にしかならないのです。水産業の水揚げ高に比べたら格段比較にならないものです。それほど陸上の生産は弱々しいものがあるのです。ましてや林業が非常に低迷しておりますから、本当に陸上はあの松枯れと同じような状況なのです。我々住んでいる人間も、松枯れと同じようになりかねませんからねえ。

先ほど来、いわれておりますが「にわとりが先か、卵が先か」と、町長、しっかりとした産業基盤を整備する、もう道路とか、港湾、橋とか出来たのです。

本当に働いて、そして生産をあげて、その生産でもって外貨を稼いでこなければ交付税は年々減るのですよ。そうすると、島民自らの手で額に汗して働くことしかこの島に残された道はないのです。

この畜産振興、陸上ではもっとも有望な産業へなり得ます。

先ず、これは生産調整がありますから、この 1 億2,000万円はどう足掻いてもこれ以上は増えることはありません。

日本の消費量 850 万トン、この1割程度はミニマムアクセスで、貿易のガットや関税の問題もありますが、今民主党が 1 万5000円の1反歩当りの価格補償をしましょうという裏には関税率を下げている、やがては貿易の自由化を、があるわけです。とりあえず外国から要求されているわけなのです。

そうしますと、この隠岐の島ではどうやって自立していくか、隠岐の島で出来ることをやるしかないのです。それが嫌ならこの島を出ていくしかないのです。

町長が、将来目標を立てて中高生にも産業教育、そういった目覚めをされないことには、どう足掻いても島の人口は増えていかないのです。400頭が私は、4,000頭と答えたのかなあ…と思ったのですが、今年は24haですか、毎年々どの程度の開発をしていけばやがて10年後には、相当の頭数が買えることになります。

ぜひ町長、島の未来は貴方の手に委ねられております。私どもは精一杯協力もいたします、どうぞ今一度思い切った考え、決断をお聞かせください。

番外 (町長 松田和久)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

ご案内のように、平成 10年、11年この頃にはダムや空港事業等、島にとっては大規模事業をやっていた時期であったかと思しますので、従って公共事業予算も400億を超えていた時代があります。これが今年度は島前、島後併せて83億円です。

今、隠岐の島町の建設、あるいは建築等のそういった業界を今の形で持続させていくには100億円位の公共事業がどうしても必要だといわれておりますが、島前 3 町村を併せて83億円です。

そして、昨年6月時点でしたが、22年度はまだそれは自民党政権時代でしたが離島振興計画からいきますと、この隠岐 4 島で71億まで下がってくると・・・もっと下がるのではないのでしょうか。現状からいたしますと。

そういう状況でありますので、私はもうこれからは議員仰せのように漁港にしても港湾にしても、完全とはいわなくてもまあまあ整備されてきた。道路もそうなのです。

今、隠岐の島で公共事業が必要なために高規格道路が必要でしょうか。

私は今のような人口の動態、車の台数からすると、それも必要ないということになれば、公共事業が落ちてくることについては、ある程度肯定していかざるを得ないということになってくる訳でして、そうやってまいりますと先ほど平田議員の時にお答えいたしましたように、これからは今まで整備してきたものを糧にして、そしてものづくりをし、本土と競争をしながらこの島をどうやって自立させていくかというのが、私は最大の課題だというように申し上げてまいりました。

それとあわせ内在する資源をうまく活用してということで、今、木質バイオマス事業もやっと途についたばかりでございますが、こういったものも資源化していく、換金させていくということとあわせて、私は今、1,000haの人工林約6割強です。

その人工林ですが、木材価格が低迷して、そしてもう林あって業なしという状態ではないかというように私自身は思っております。

競争しても、本土にも有り余る柱材が生産されております。これは昭和41年でしたか、入会林野整備法ができて、そして生産森林組合に切り替り、所有権が明確になるようなかたちにして造林事業が進められたわけです。

そういたしますと離島隠岐のようなところで、これまでのような柱材生産を主体とするような、林業経営ではやっていけないというのが現状です。

この島で利用する建築用材以外は、ほとんど採ることが出来なくなってしまうのではないかと、そうすると私はこれまで50年を一伐木とする林業経営でありましたが、今後は150年、

200年の長伐木に切替えて特種材を生産して、販売するかたちに形態を変えて行かざるを得ない。そうすると今、全森林面積が2万990haあるはずであります。おっしゃったように、その内の5,000ha程度はもっともっと有効な活用として、この牧野造成というものが私は可能であるというようには考えておりますが、そういう高い目標数値は一挙にはだせません。

今、そこで400頭は概ね達成できそうであることを踏まえながら、今まさに関係者の皆様方と計画づくりをさせております。

今、委員会をつくって検討させている最中に、私は何頭目標だということが言われませんので、ここで具体的な数値は申せませんがもっともっと増頭計画を立てて、そして土地の有効利用を図っていくことが正に求められている。

高齢化が今、進んでおりまして、減反といいますか、田んぼが一方では荒れ放題になってきております。こういった有効活用のためにも飼料生産という形でいくことが私は肝要ではないかと考えておりますので、そういった意味で畜産振興については、今後前向きに取り組ませてまいりたいと考えております。

このことにつきましては、非常に造詣の深い議員さんにも色々のご指導をいただきながら、対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをして再答弁のお答えにしたいと思います。

議長（米澤壽重）

以上で、遠藤義光 議員の一般質問を終わります。

ただ今より、10時55分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

一般質問を続行します。

次に、15番：安部和子 議員

15番（安部和子）

それでは、質問させていただきます。

昨年12月定例会一般質問において、同僚議員による「隠岐島消防本部庁舎整備」についての質問に対しまして、町長は「13億円を超える費用のため財政破綻を招かない範囲で決断する。」と、あまり歯切れがいいとは思えない答弁でありました。

消防本部庁舎の老朽化は、合併前から問題視され、課題として取り上げられてきました。

あれから、おおよそ7年が経過したのではないかと考えております。

きついです。構成町村の首長は今まで何をされていたのでしょうか。財政破綻いつになったら心配しなくてすむのでしょうか。

新隠岐病院には救急体制強化を図るため、ヘリポートまで新設される状況であります。当然、救急車の常駐する本部庁舎の対策を併せて考慮されなかったわけがないと、私は思っております。隠岐郡のあらゆる生命、全ての財産をしっかりと守る、そのための13億円は決して高くはないと思います。

救急体制を整えるためには、当然、本部庁舎は新隠岐病院に隣接するのが理想であります。そして、理想実現のためには、現県立養護学校の位置が最も相応しいと考えるのであります。

島根県に対しても、その意向を示し、交渉を試みる意思をもっていただけないでしょうか。構成町村の意向もあり、難しい点もあるかとは思いますが、だからといって何時までも手を拱いているわけにはいきません。

ここは1つ、町長に打って出ていただきたい。

町長は、前回の一般質問でも「まだ図ったわけではない。」という前置きをされて、教育委員会も五箇地区へと想いを述べられました。そういう事になると、現教育委員会の跡地の問題もあります。あれからどのような対策を取られたのか。

貴方のお考えが町民の心を動かし、町の行く末を明るくしていくものであるならば、それこそ「今やる ワシがやる・・・」途中でみんながやろうということになりましたが、それこそみんなが手を取り合い、一心同体となって協力していかなければなりません。

「まちづくり」のなかでの本部庁舎の対策はどうか、町長のお考えをお示してください。

番外（町長 松田和久）

只今の安部議員の隠岐島消防本部庁舎整備に関するご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

この事業は、隠岐広域連合が所管する事業でありますので、構成町村の首長としての見解ということで述べさせていただきます。

基本的な考え方につきましては、昨年12月の定例会において、たしか福田議員の一般質問にお答えしたとおりでありまして、整備の必要性につきましては認識していますが、将来において過度の財政負担とならないよう慎重に検討する必要があるとこのように考えているところです。

そうした中、先月下旬に、広域連合から構成町村に対し、整備の前提として考えていた合

併特例債の活用が、起債の適合性の面から困難というご報告がございまして、財源対策を根本から練り直す必要が生じてまいりました。

現在、広域連合において善後策を検討中ではありますが、有利な財源を見つけることが今、なおできてないという現状であります。

整備にあたって、本部庁舎を移転するのであれば、隠岐病院の周辺が理想という認識は、議員と私も同じであります。いまだ具体的な候補地を定めているわけではなく、引き続き、現地での整備を進めるべきなのか、あるいは移転による新築なのかも含めて、広域連合を中心に、構成町村を交えて検討・対応してゆくことになろうかと考えているところでありますので、よろしくお願いたします。

15番(安部和子)

お答えいただきましたが、正直申しまして心に響きません。

今、定例会の町長の提案理由の中ではこうっておられます「21年度は国による地域活性化対策として、いくつもの交付金が創設されているが、これが今後も続くわけがない。地方交付税も合併から10年を過ぎると特例の加算交付がなくなって、もしかすると10億を超える交付税が減額になるかも知れない。」と、ならば先に延ばせば延ばすほど問題解決は難しくなるかも知れません。

所信表明にあります「安全で安心な島の暮らしを確保するため、的確に行動できる危機管理体制と防災の確立」このことが出来なくなってしまうかも知れません。

本当にみんなで頑張りたいと思うのなら、基金を当ててもやらねばならないと私は思うのであります。

首長の構想はどうなのか、本音を知りたい。

番外(町長松田和久)

安部議員の再質問にお答えいたします。

ご案内のように、いよいよ今年の秋からは隠岐病院、島民の皆さんの安心・安全を確保するためにはどうしても必要だ。これは金があるから、ないからといっておれない問題もあるということで、県当局にも相談をしに、また国当局にもお願いをして今回整備をいたしますが、これにも総額50億からの金が現実かかるのです。

また、消防庁署もそうですし、我々が今、広域連合事業として抱えている中に「仁万の里」という福祉施設、これも施設基準からいうと手狭になっておりまして、これも関係者からいたしますと行政として早く、これもいつまでも直営でやるかという議論もございまして、何

れにいたしましても行政として責任をもって整備をしないといけないという現状がございます。これは重要で、これは重要でないという事業は何れをとってもありません。

そういう中で、どうやって先ほど来申しますように、我々の今扱っております行政サービスを少しでも先に繋げていける体制をつくりながら、一方では整備しなくてはならないものは、整備しなくてはならんというところで、大変財政当局含め町としても、また4カ町村といたしましても苦慮しているところであります。

私は以前にも申しましたように、少し県との考え方とは違うのですが、やはりこの費用対効果だけでものを判断して、本当の地域の活性化がありうるだろうかということを考えました時に、小さな集落でも今、行政が何か力を入れていくことでその集落が活性化していく。そういうことも考えなければなりません。それは必ずしも、費用対効果だけでも議論できない問題もあります。

私は一番行政経費を安くあげようと思うなら、各地区がこの西郷周辺に全部寄ってきて一緒になってやれば、これだけ行政経費が安くあがる行政はないと思うのです。

しかしそれでは単位面積当り、この島の生産力というのはがたっと落ちてしまう。今ある集落を未来永劫つなげていく、そういうような方向で考えていかざるを得ない。そのためには、色々これも町部から批判もございましたが、あの広域連合は島前、島後の広域連合事務所でございますので最短の都万へもっていき、そして五箇へも、中村、布施へもそれなりの施設をもっていって、地域全体がある程度のグレードアップできるようなかたちの中で、活性化を図るべきだということから、消防本部につきましても私の考え方の一端を申し上げた。

そういう中で、県当局とも話しをしておりますが、県の方もとはいっても行政だけで決められない問題があります。養護学校の保護者の方々に、どう理解を求めていくのかという問題もありますし、一長一短に解決出来ない問題があります。

そういったことを、一つひとつクリアーさせながら、県と早く具体的な要望活動につなげていけるように、今後取り計らってまいるべきだということでございますので、今、少し時間を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

15番(安部和子)

苦しみと本音が聞けたような気がいたします。期待いたしております。

次の質問にまいります。

過疎と高齢がいきつくところまで、存続さえ危ぶまれる「限界集落」、限界という言葉に抵抗を覚えながらも、その集落を含めた中山間地域をどう存続させていくか。

これは、先だって飯南町で開かれました「地域を支えていく人材育成」をテーマとした研究会を紹介した2月23日付けの新聞の一説であります。「時代に即した地域づくりのため、住民の幸せを追求した町づくりの方策を模索し、憂い考える気持ちは何処の地域も同じであります。」

地方分権の時代「地方自治は民主主義の学校」といわれる原点に立ち、根本から考え、どのような「まちづくり」を目指すのか、住民とともに考え実行することが最も大切である事はいうまでもありません。

それぞれの地域には、それぞれの歴史や誇り風土があり、これらを踏まえて新しい郷土づくりのため、町に誇りをもつ斬新な創造力を発揮しなければなりません。

しかし、先例、しきたり、枠内等を重視するあまり下向きの「人並み」、「まあまあ主義」に陥る傾向から、どうしても抜け出ることができないでいる状況があることは否めません。

これまでの多くは、生活環境、公共施設の整備などハード面を重視してきました。

これからは、人々に優しい、精神的に安定したソフト面にも、もっと力を入れるよう併せて考えていかなければならないと思うのであります。

合併以前の各町村にはそれぞれ住みやすい地域の構築を目指し、布施地域には「布施村新生活運動協議会」、都万地区には「都万村生活改善協議会」、中条地区では平成3年「中条をよくする運動協議会」を設立、五箇地区にも「五箇村生活改善推進協議会」があり、もちろん西郷には「西郷町まちづくり運動協議会」がありました。

そして、それぞれ地域にあった「新生活運動申し合わせ」として活動が展開され、これによって住民は随分助けられ、皆が和やかな気持ちで動きまわることができました。

もちろん今も、存続されている地域もあるわけですが、申し合わせの内容によっては隠岐の島町全町あげて、手を組み実践した方がより効果的な事項があるわけがあります。

例えば、「会合には時間を守って進んで出席いたしましょう。」とか、「何時でも何処でも気持ちの良い挨拶を交わしましょう。」

また、年金受給者の方々がいわれます、「年金の中で一番多くお金がいるのは交際費です。親戚は別として、初盆の巡拝は手を合わせて心を伝えるだけの拝みにならないかなあ・・・。」

このような、住民の生活に直接密着した、細やかな「とりきめ」のようなものは、「まちづくり」の中では、むしろ難しいのではないかという気がいたします。

そこで、「住みよい暮らしのための話し合いの場」といった組織というようなものを立ち上げてはと思いますが、如何でしょうか。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

只今の、分割2点目の「すみよい暮らしのための話し合いの場の設置」というご質問にお答えさせていただきたいと思います。

昭和31年に国が「新生活運動協会」を設立したことに始まり、昭和41年に旧西郷町では、西郷町新生活運動協議会が発足し、生活改善の申し合わせを町民の皆様に向けて呼びかけた経緯があり、その後、西郷町まちづくり運動協議会と名を改め、環境やあいさつ運動など、多方面の活動へと広げながら、今日に至っています。

また、旧布施村・五箇村・都万村においてもそれぞれ新生活運動協議会が設置され、新生活改善申し合わせ運動が実施されたところでございます。当時、配布されましたチラシには、「経済の高度成長に伴い生活は圧迫されながらも、一方日常の暮らしは派手になり、交際においても互いに見栄を張ったり、形式に流れる傾向が強くなってきている。今こそお互いの生活の実態をみつめなおしましょう。」などとあり、各地域で地域にあった活動が展開されていたところでございます。

先般、西郷地域まちづくり運動協議会から、町長との懇談会の要請がございまして、私と教育長が出席いたしましたが、その中でも、一部の地域だけでそうした新生活運動を展開していても、その他の地域で同じ取り組みがなされなければ、地域内でも難しくなってくるといった話もございました。一方、あまりに簡素化が進むと、人と人を結ぶ心が希薄になるのではないかと考えた意見もございまして、積極的な話し合いがなされたところでございます。

このように、生活改善の取り決め等につきましては、町民の皆様の発意から、同意があつてこそできる行政主導というかたちは難しいことであることから、慎重に協議がなされることが必要でないかを考えております。

住みよい暮らしの為に話し合いの場の設置という議員のご提案につきましては、本年度はじめに、西郷地域まちづくり運動協議会に、隠岐の島町全体への協議会へ発展ができないものかをお願いしているところであり、現会長様はじめ、さらに今、検討を進めているところでございまして、近い将来には隠岐の島町まちづくり運動協議会の発足が期待される所であり、先ほど申しましたように、町民の皆様の積極的な発意が重要でありまして、まちづくり運動協議会が新生活改善運動協議会からスタートしたことなどから、こちらでの検討の取り組みを依頼してまいるのが、筋ではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、安部和子 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

それでは、3点質問いたします。

まず1点目、民生委員の活動費をどのように認識され、その措置されているのか伺います。

島内でも高齢者の1人住まいが多くなって民生委員の巡回相談活動の必要性が高まっています。しかし、島内全域の60数名の民生委員の方々の活動費が少なく思うような活動が出来かねているそうです。元来、無報酬が原則だそうですが、直接支払いは無いということです。活動費は団体へ一括交付して、団体から1人当たり年間2万円の活動費を各人に交付している実状だそうです。直接比較は出来ませんが交通指導員の方へは7万円、これなどに比べますと著しく少ないと思います。

それぞれの民生委員が、担当エリアを絶えず隈なく注視して巡回相談するには活動費は不足しているそうです。町村合併前に比較して民生委員に対する費用弁償が大きく低下しているため、思うような活動が出来ない要因ともなっているそうです。生活苦に陥っている人々に対し、公的支援をして民生の安定を図る最前線の民生委員に自己犠牲を求めてばかりではいけません。

民生委員に相談が来るのを待つような状況では、その制度の機能を果たせないと思います。民生委員の団体とよく協議をして、民生委員の活動がより能動的に出来るよう活動費の対応をしてやる必要があると思います。

これは、何も民生委員の方のためではなく、民生委員の手を必要としている人々のためであるはずであります。この点、如何でしょうか。

番外（町長 松田和久）

ただいまの前田議員の「民生委員の活動費をどのように認識・措置しているか。」についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

民生・児童委員の皆様には、平素より地域福祉の最前線で現代社会の様々な問題の事例に直面され、解決に当たるなどご苦労は並大抵な事ではないと痛感をし、感謝を申し上げているところでございます。毎年1~2回開かれる総会でも感謝の言葉を申し上げてまいっているところでございます。

活動費につきましては、議員仰せのとおり民生・児童委員は、「社会奉仕の精神」をもち、「常に住民の皆様方の立場」に立ってその職務に携わることになっていきますことから、この

職務に対する報酬は支給されませんが、国からの手当が年間約5万8千円支給されています。

これは、民生・児童委員の活動に伴って必要とされる交通費や関係図書、あるいは文房具代等に当てる費用であります。本町も、このことを踏まえまして、本町の民生児童委員協議会へ毎年度補助金として230万円程度の助成をさせていただいているところであります。

新年度におきましては、松江市において全国民生児童委員協議会の全国大会が開催されますため、その参加費を加えました380万円余となっているところでございます。

当該、民生児童委員協議会の予算では、活動費を委員1人当り年間2万円としており、また町内8地区部会への活動費として総額42万6千円を配分しているとのことであります。

今後も活動費については、当協議会のお考えもお伺いしながら、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたし、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

2番（前田芳樹）

この件につきまして、民生委員の活動、非常に大切だと私思います。

民生委員の方々、日夜、地域住民のためによく頑張っておられると思いますので、この団体とよく協議されて改善、措置なり今後対応をしてやっていただきたいと望むところでございます。

では、次の質問に進みます。

島後斎場愁霊苑の運営方法の見直しと指定管理者公募に就いて町長に伺います。

まず、運営方法の見直しは、いつから実施するのでしょうか。見直し案として斎場の運営方法を平成18年度以前に戻す、民間を圧迫しない方法での斎場利用がその視点だそうですが、ここで整然とした方がよいのでは、町長の見解と方向性は妥当であると私は感じております。

民間の葬祭会館事業者は、先を見て事業計画を立てて多大な自己資金を投じて平成18年11月に葬祭会館を建設しており、その直後の平成19年4月から公共施設の中で指定管理者に葬祭を認めて駐車場の拡大をしたり、特定業者に利便提供しながら民業圧迫をする結果となっている訳であります。全国的には、民間経営の火葬場では自らが所有する施設である場合には葬祭を行っているそうであるが、公共施設である場合の火葬場の中では葬祭をさせている所は無いそうです。民間企業育成・雇用機会の創出を施政方針とする町の行政が民業圧迫をしては自己統一性が無いこととなります。この点からしても整然とするべきだと思いますが、見直し案の実施はいつごろになるのでしょうか。

次に、指定管理者の公募が応募者に対して公平になされているのかどうかについてお問い合わせいたします。

昨年の10月に公募が為されて、応募したのは2社であり、その内の1社は「見積り入札だったが金額での競争では無かった。入札日の1週間ぐらい前になってから急に言って来た。たくさんの文書作成があるので本当に慌てた。公募の公表通知が予め日にちに余裕をもってなされていないと思う。面接では応募申請で提出していた書面を読まされただけで、今回から契約期間5年間もの長期に突然なった。結果としての指定管理者候補者選定に係る評価表一覧を見ると選定委員の主観に左右される項目も多く客観性に乏しい。とても公正な入札とは思えない。」と述べています。つまり、公募というのなら、従前の契約者に有利に働くような点があってはなりませんし、日にちに余裕を持って広告して、対等・公平に扱って戴きたいと要望しているのです。次の公募の際には、いささかの疑念も抱かれないよう留意すべきだと思いますが、如何でしょうか

番外（町長 松田和久）

2点目の「愁霊苑運営方法の見直し案の実施はいつごろになるのか。」についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、「島後斎場愁霊苑」は、平成19年度から、指定管理者制度での運営形態となりまして、葬儀も行えるようにいたしました。議員ご指摘の特定の業者への利便提供ではなく、葬祭業者の皆様方に広くご利用いただくことを考え、このような運営形態としたところでございます。

また、この3年間に愁霊苑で通夜・葬儀をなされた皆様の、愁霊苑への評価につきましても、総じて好評であったように聞いているところでございます。先ほどは、こういった類の公共施設では他にはないということでしたが、県下での公共施設としての斎場における、通夜・葬儀の状況でございますが、所管課の電話での調査によると、津和野町が業務委託で、吉賀町が直営にて、それぞれ通夜・葬儀も行えるとのことでした。

しかしながら、このような運営形態が、結果として会館を所有する葬祭業者の方々の経営を圧迫しているならば、それは私の本意のするところではありませんので、これは改めなければならないということで申し入れがございましたので、早速、所管課長にその話しをいたしまして検討を開始させていただいたところであります。

この見直し案の実施に当たりましては、利用者であります町民の皆様のご意見、会館を所有しない葬祭業者の事業継続に与える影響、利用料の問題など解決しなければならない問題

が、多々あるようでございます。なかでも、とりわけ尊重しなければならないのは、先ほども言いますように利用者の皆様方に非常に好評であるという事も踏まえまして、まだまだ町民の皆様方のご意見も十分に伺ってまいる必要もあろうかと思えます。

今、これら諸問題につきまして、所管課に対応させているところでございますので、この見直し案の実施時期につきまして、今ここで明快に申し上げる段階ではないわけですが、これら諸問題の解決が見られましたなら、できる限り早く実施をしたいと考えているところでございますので、そういった行政に対する不平、不満が起こらないような環境に早くしてまいるべきだということをし添えて、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

次に、指定管理者の公募に関するご質問でございますが、公募や選定は公平になされているかとのご質問ですが、この施設だけではありません、指定管理をお願いして今、行っている事業につきましては、関連する条例・規則・募集要項に基づき、極めて私は公平になされているものと思っております。

只、私が選定委員に加わっておりませんので、中味で少し分からないところがありますが、こういった形での不公平という意見は初めて伺いをいたしておりまして、決してそういうことはあってはいけないと思っております。

昨年10月に実施した公募では、募集期間を10月16日から10月30日までの15日間を設定し、告示、回覧板、ホームページ等におきまして周知を図ってまいったところでございます。加えて愁霊苑に関しましては、募集要項に基づく事前説明会を10月23日に開催し、募集要項や仕様書、申請手続き等につきましてご説明をさせていただいたところであります。

選定は競争入札ではなく、条例施行規則に基づく選定委員会において、あらかじめ設定された採点基準により評価したうえで選定を行っております。このことは募集要項のなかに詳細に記載してあるとおりでございます。

面接では、申請者から申請書の内容についての説明をいただき、委員からの質疑に答えていただくかたちで進め、施設の平等利用、管理経費、経費節減、管理能力、運営計画などについて審査しています。委員は町の課長職10名で構成され、厳正かつ公正な審査を行っていると報告をいただいています。

従前の管理者が有利に働くような点もなく、対等、公平に扱っており、今後においてもそうした疑念を抱かれないような対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

2番(前田 芳樹)

次に、農業公社に関する対応について町長にお尋ねします。

現在、労働審判が始まり、2月23日に1回目の審判があったそうですが、元来この労働委員会では調停と和解を目的としている段階であって、そのためかどうか分かりませんが早くも労働委員長から和解してはどうかとの仲裁の言葉があったそうです。ここで和解が成立せず本訴訟に進めば、これまでの全国的な同様の前例からして行政側の使用者責任はほとんど免れないと聞きます。

これまでの一般質問で、もっと聞く耳を持って公社と良く話し合うべきではないかと私は再々お伺いして来ましたが、一向にその様な姿勢は見受けられませんでした。9人の内の7人を解雇するという分社化、そして身分保障の無い民営化生産法人でやるといっても職員が納得できるはずが無い。耕作放棄地の現場を最もよく知る者達の話も受け入れずに公社を解体すれば、旧西郷地区でススキが広がっていた頃よりずっと荒地が拡大するのではないかと感じます。建設業者が参入するすると言うが、いま復田作業を請負っている建設業者の話では、作業の現状はとても採算が合うようなものでもないし、他の建設業者が次々と手を挙げてやるような仕事ではないと、自分だから出来るのだというようなことも聞いております。

そんな業界に新規参入者が殺到するはずは無いだろうと現段階では感じます。平成2年に耕作放棄を見越して、私くし機械の協業化・久見集落営農を発案・提案した者です。当時の村長に頼んで1500万円の補助金をつけて貰い実現しました。そのときに当時の五箇村長が「もうすぐ全域をカバーする農業公社が出来るからそんなに心配せんでもいいぞ!」と書いていましたが、それがここで解体されようとするとは夢にも思わなかったことです。

これは久見についてですが、集落営農続けられるか危ぶまれる状態に入りつつあるのです。単独ひとりが中心になって担っている状況ですが、この人が元気なうちはやれるが、近い将来そうでない事態は何時来るか分からない訳です。そうしますと集落営農は成り立ちません。そういう現実がありますから、やはりここは広域性のある組織体として島の耕作放棄地対策をとってもらいたいという気持ちが私はします。耕作放棄地対策には公社は欠かせないと思います。

経験を積み現場をよく知る職員は大事な存在です。1日、2日農作業をやって直ぐ出来るようになるものでもありません。そして現在、言われております苦情などの課題は逐一解決できることばかりのようです。

強大な権力を持つ行政が弱い小さなネズミを有無を言わず追い詰めると「窮鼠猫を噛む」ことにも成りかねない。職員達は農地保全・耕作放棄地対策の為に9人一緒に働きたいと団結心と使命感をもっております。だからこういう人達を行政が有無を言わず、解雇すると

いう事態はあまり好ましい姿ではありません。

また、職員達は組織改編に全く反対では無く、分社化を前提にしないで一旦白紙に戻して財団法人とか、広域性のある法人、そして身分が保障される組織形態であれば、当然対応する気持ちはあるのだと言っております。無碍に拒否をしているわけではないのです。ですから一点張りの姿勢は緩めていただいて和解調停を受けて、虚心坦懐に職員たちと膝を交えて話し合っていて、耕作放棄地の対策をどうしていこうかということをお話合っていたきたいと、私は感じますのでこの点、如何でしょうか。

これまでの一般質問の返答で、「公社に対して財政的にこれ以上の補助金は出せない。青天井では無い。」と強く言っておられました。平成 22 年度予算では公社が 1,670 万円の要請をしていたのに公社の理事会とは全く事前協議もしないで農地保全に一般財源で 3,000 万円を計上していますが、現在の公社への補助金よりも町の財政負担が倍増することになり、これまでの問答とは大変矛盾していますが、どういったことかお伺いいたします。

次に、3,000 万円のうちの 1,990 万円余り、農地保全対策費として新しい呼び方をしておりますが、中身は全く決まっていないと委員会で報告がありました。これは本当ですか。掘み取りの予算でしょうか、どうなのでしょう、お尋ねいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問 3 点目、農業公社に関するご質問にお答えいたします。

まず 1 点目が「労働審判の和解調停に従い職員たちともう少し仲良く話し合ってはどうか。」というご質問についてであります。議員仰せのとおり去る 2 月 23 日に松江市において、第 1 回調査がありました。これは、申立人及び被申立人の考え方や意見をそれぞれ確認するものであったようです。これには私は出席をいたしておりません。

これから行われるであろう審査についての準備をする場として設定されたようです。今後の進め方についても説明があったところであります。その中で、和解については、双方どちらからでも、いつでも申し出る事ができる旨の説明がありました。これは和解をしたらどうかではなくて、そういう事も進め方としてはあるのだという説明があったということです。今回の申立て事項の隠岐の島町農業公社職員労働組合との団体交渉について、本町が応じる立場には無いと思っておりますので、本町がここで今、和解を申し立てする考えはありません。しかし、私は以前より申しておりますように「組合ではなく、職員の方々との話し合いは何時でも受けます。」と言ってきております。現に話し合いをした経緯もありますし、受けしていくということでございますが、それを労働組合の中に入りまして、それを拒否している

訳でありまして、先ほど来、一方的だとか高圧的だとか、公権力だとか言われますが、私は田舎から出た山猿と同じだというような謙虚な気持ちで、ここまで取り組んでまいっております。決して公権力でもって云々という考え方で対応したことは一度もないということを、改めて申し上げておきますが、こういった関係団体の意見を無視する事は、私は出来ません。ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

再度申し上げますが、この改編にあたりましては県、農協、農業委員会、農業公社も今入っていただいて検討しているという段階でありまして、一方的に改廃するとか、私があーするこーするとかいうことは申し上げておりません。そして今、検討がなされているという事を、是非ご理解をいただきたいと思ひます。

次に2点目の、「農地保全対策費がこれまでの一般質問の返答と矛盾している。」とのご指摘であります。昨年度まで行っていました公社に対する補助金のあり方を、これは如何なものかということで元に戻して公社に委託するという本来の事業について、それに見合う委託料を支払うこととさせていただいていることとあります。このことについても、公社にも話しがされまして、一方的に私がやれと言ってやったものではございません。

従いまして、農地保全事業委託費と致しまして、新年度は、1,066万1千円を予定し、これを公社へという考え方とあります。また、新農業組織支援費は、農業公社改編にあたり、新法人組織を予定しておりますので、これに掛かる経費として、新年度に限り予算化するものであります。従いまして、何もなく新組織も出来ないそういった中で支援することは考えられません。通常予算としましては、1千万円程度ということで、何らここにきて矛盾あるようなものを出したという訳ではございません。

次に3点目の、「農地保全対策費の中身はどうか。」というご質問についてであります。農地保全対策事業費の内、農地保全事業委託費につきましては、担い手への農地の集積事業や耕作放棄地対策事業、地産地消などを委託する経費であります。新農業組織支援費は、先ほども申し上げましたとおり、新法人を組織化するための経費でありますので、具体的に新組織が検討されていない現状では、支援の内容も従って定めることが出来ないと、どういった支援をするにしても、この予算で行ってまいりたいと、このように考えておりますのでご理解いただきますようお願いをいたします。

2番(前田 芳樹)

1点だけ伺います。

今年度予算について協議と申しますが、した話というのが今回はなかったそうなので、昨

日、急遽、執行部が公社理事長と事務責任者を呼んで説明したわけです。

ところが公社サイドにおいては、年間1,670万円かかるのでお願いしますとって要請をしていたのが、話しを聞かないので1,060万円に減らして、あとは別枠だといって、公社サイドとしては「とても納得できない。」という状況だそうですね。

予算書を見ますと「お金がないない。」と言いながら、各方面、個人レベルにまで直接、間接、補助金をばら撒いておるわけです。

今回、3,000万円という枠どりしたわけですので、思い切って“逆も真なり”です。

公社に3,000万円やって、そして耕作放棄地111町歩近いものがあるわけですが、ここらへんを思い切って解消しなさいと、やってみたらいいじゃないかと思いますが、どう感じますでしょうか。

番外（町長 松田和久）

前田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

たまたま準備不足で、先般、農業公社が新聞折込にだしてありましたあの文書、議員の皆様方も見られたかと思いますが、私は今、ここまでくるのに5年余り、本当に地域上げ、職員上げてご批判もいただきながらここまで進んでまいりました。

やっと少し足腰が動ける状態、そういう中でももちろん農業もそうですが、あらゆる行政事業に対してある程度応えながら、一方では蓄えもしてはいかないとならんという苦しい財政状況であります。少しよくなったから、公社にこれくらいの金を出してもいいではないかと、そういう短絡的な文章をみて私は誠に情けないと思いました。多くの町民の皆さんも、それを見られた方がいると思います。

そして、また議員そうおっしゃいますが、全議員さんがそういう思いでも無いと思います。

それは何かというと、非常に公社に対する強い批判の声も届いているわけです。もう少し農業公社も、そういった声に真摯に答えていただけないかと、再三申し上げたつもりであります。この前も、これがもう最後ですよということで、組合の向こうから来た幹部の方も一緒に会いました。「私は逃げも隠れもしない」ということでお話しをいたしました。その時に誰がそういっているかということで、しつこく言うものですから具体的に名前も申しあげて、家にいって聞いてみてくださいと・・・そして、そこの家の主人にも電話を入れまして「何れ貴方のところに来るはずだと、来たら私に言ったことを直接伝えてもらえませんか。」と、そうしましたら「伝えてやると」。

しかし、何日たっても来ないものですから、その方が私に再三電話して、未だに来ないと

ということであります。そういう実態にも、もう少し議員自らも耳を傾けていただけないものだろうか、そういう意見もあるということ、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

そういう中で、農業、林業、水産業、その他いろいろ行政事業に出来るだけ応えられるようにしてまいりたいと思ひます。

農地の荒廃につきましても、先ほど遠藤議員からの意見もございましたように、いろんな方法でこれを有効活用できる方法も考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願ひして答弁に代えさせていただきますと思ひます。

2番（前田芳樹）

これから先、聞きますと平行線になりますから以上で終ります。

議長（米澤壽重）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

ただ今より、昼食休憩といたします。

午後は13時30分から再開いたします。

（本会議休憩宣告 11時58分）

本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

一般質問を続行します。

次に、12番：池田信博議員

12番（池田信博）

先ず、最初に障がい福祉計画について伺います。

平成18年9月に隠岐の島町障害者計画が示され、計画の期間は10年間として社会情勢の変化等により必要な場合は見直しを行うとしています。

計画には就労への支援として、雇用の促進と安定を図るには障がいに対する理解と就労後の支援が必要である。事業所等への啓発とハローワーク、学校との連携により就労のための支援と適正な能力を引き上げる職業訓練等も必要であるとしています。

福祉的就労については、通所授産施設や小規模作業所の果たす役割が非常に大きくなっている。しかし通所施設の定員数が少ないため、希望者を受け入れられない状態もある。障がいのある人が望む福祉的就労の場の充実が求められているとなっています。

政策として、町内の企業に対して公共職業安定所等関係機関と連携、協力して雇用の促進について周知及び働きかけをして雇用や就労の場の確保に努めます。福祉的就労については、

町内の空き施設これは学校等の有効活用により障がいのある人のニーズに対応できるよう障がい者の福祉的就労の場や現状施設の拡充に努めるとしています。

第2期隠岐の島町障がい福祉計画では、障がい者自立支援法が施行されたことにより完全実施年度平成23年度に施設を退所して一般就労をする人の数を目標数1名としています。一般就労しても離職するケースが多いため、一般就労を想定した就労継続支援を活用して継続する能力を高めるといことで、また、企業への理解を求めるとともに職親制度等を活用して段階的に雇用の機会を広げるとしています。

21年10月30日には厚生労働省から障がい者の雇用を支援するための施策が示され、障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導や、障がい特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施をすることで本人や障がい者を雇用する事業主を支援する制度が出来ています。

自立支援法の完全実施は現行制度が変わらなければ23年4月です。行政処分で行う措置費制度から支援費制度、応能負担であったものが応益負担、制度がめまぐるしく変わりますが障がい者の視点にたった制度改正であるべき議論がなされていないように感じられて仕方がありません。

そこで一般就労についてであります。社会情勢も明るい兆しが見えない状態が続いている今日、新卒者を始め一般の人達の雇用も非常に厳しい状況ではありますが計画にもあるようにハンデのある人達に対する行政ができる就労支援の取り組みも積極的にすべきだと思います。

私は、隠岐の島町が作成している障がい福祉計画が利用者、関係者の皆さんに十分に浸透理解されていない状況ではないかと思っています。養護学校関係者の話を聞きますと卒業をしたらあそこで働きたい、ここで働きたいと実習にいった所の話をしながら働くところを探しているという話も聞いています。

川崎市と美唄市に工場を持つ企業が従業員約7割が知的障がい者という素晴らしい会社があるそうです。私たちの町で同じようなことを望むのは無理があると思います。就労支援の環境、生活支援の環境、福祉サービスを提供する事業者の取り組みとあわせて、行政が出来ることを今一度考え実践することで障がい者に対する住民の理解が一層深まり、地域生活に溶け込んだ生活出来る環境の中で生き生きと暮らせる共生社会が構築できると思っています。

そこでお伺いいたします。

1 つ目、利用者・保護者を含め関係者の方たちの多くが障がい福祉計画を十分に理解をしていない。隠岐の島町として策定した障がい福祉計画を理解してもらうためにした今日までの取り組みについて伺います。

2 つ目、障害福祉計画に基づきそれぞれの障がいに応じた生活設計が出来るような説明会や相談会も開催する必要性について町長の考えを伺います。

3 つ目、第 2 期隠岐の島町障がい福祉計画では、一般就労をする人の目標数を 1 名としています。目標数はクリアできることになったそうでございます。

継続する能力を高める具体的方策、企業への理解を求める方策、職親制度等を活用して段階的に雇用の機会を広げるために隠岐の島町はどのようにしていくのか伺います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただいまの池田議員の「障がい福祉計画について」のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目の「障がい福祉計画の理解をもらうための今日までの取り組み」についてですが、本計画につきましては障害者自立支援法第 88 条に基づき、国の基本指針に即してノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者の皆様方が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤を整備いたすため、その目標値を定めるものです。議員仰せの理解を得ることについては町ホームページへの掲載や各支所・出張所・関係機関など障がい福祉サービスを提供いたします。或いは相談窓口となっている事業所への配布を行なっているところですが、利用者・保護者へは行っていないのが実情でございます。

今後、本計画の周知については利用者・保護者の方々への理解が図れるよう地域活動支援センターをはじめ関係機関との連携により実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2 点目の「生活設計が出来るような説明会や相談会をする必要性」についてですが、既に議員ご承知のとおり本町が委託により設置いたしております地域活動支援センターにおいて障がい者の方々やその家族等の相談事業や福祉サービス計画の作成による生活支援を日常的に行っているところでありまして、議員ご指摘の説明会や相談会の開催については、今後、地域活動支援センターとの連携により開催することを検討してまいりたいと考えます。

3 点目の「一般就労の継続する能力を高める具体的方策、企業への理解を求める方策、雇

用の機会を広げること」についてのご質問であります。まず、「継続する能力を高める具体的方策」については、独立行政法人高齢・障害雇用支援機構「島根障害者職業センター」が行っている職場適応援助者、支援事業を活用し、一般就労の継続ができるよう取り組んで参りたいと思います。次に、「企業への理解を求め方策、雇用の機会を広げること」につきましては、国・県・市町村の責務として実施されるものと考えております。本町といたしましては、実施いたしております職親制度を周知し、その活用により1企業でも増えるよう取り組んでまいります。また、島根障害者職業センター、ハローワーク、隠岐障害者就労支援センター太陽との連携によりまして雇用機会の拡大に努めてまいりたいと思うところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。なお、議員もご承知のことと思いますが、隠岐障害者就労支援センター太陽においては、平成19年度の設置以来これまでに延べ7名の方を一般就労に繋げているとのことでありますので、申し添えまして、私の答弁に代えさせていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

12番(池田信博)

再質問いたします。

今、答弁いただきましたが、事業者が一生懸命頑張ってもできないということが多い昨今であります。

私がこの質問をしておりますことは、行政として出来る事を特に考えていただいて実践することが大切ではないかというように思っております。

先ず第1点目として、最初に質問いたしました事業者と連携してということですが、どのような連携を考えているのかももう少し具体的に、1点目、2点目お願いしたいと思います。

そして、3点目の企業の理解を深める、これは利用者、保護者、関係者がこの制度を十分に承知していないという事もあわせて、この今の制度を隠岐の島町の企業事業者も十分に理解していない面が非常に多くあると思えます。

特にこの「職親制度」というのは、事業者にとってこういう制度もありますよと、これにはこういう支援が出来ますという事で、何とか実習、就労に繋げることもお願いはしているものの、なかなか受け入れていただけない現状があります。

特に昨今は、経済状況が今の状況でございますので健常者、一般の方が就労したいといっても正職員ではなかなか雇用していただけない状況の中で、ハンディーのある方たちにそういう制度があるとしても、なかなか受け入れてもらえないという現状があるのは事実であります。

このような事に少しでも支援していただくのは、やはり行政ができる支援が事業者と違ってあると思います。そのような事を、もう少し具体策をお答え願います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

池田議員の再質問にお答えいたしますが、議員ご指摘のようにここ2~3年前までは私も企業回りをしてお話しを申しあげた機会もございまして、それではという所もございました。

しかし、それも昨年、今年とこれだけ企業も大変な状況、地域も疲弊するという中で企業そのものが非常に厳しい状況になってまいっております。

残念ながらここに至りまして、不渡りができるとか、あそこもどうもおかしいというような…非常に厳しい環境にさらに陥ってきているという事を実感する毎日であります。

そういう中で、障がい者の皆様方の就労という場合は、議員おっしゃるようにさらに厳しいものが「見え隠れ」していることは事実であります。

また、隠岐の島町の場合には、今、民間企業の法定雇用率であります、ご案内のように1.8%ですか、常用の雇用労働者が56人以上について1.8%ということです。そういう制約のない企業が大半の訳です。そういうことからして、我々もどうしてもそれを守るためにも「お願いできませんか」といえる企業が非常に少ないなかで大変苦慮しているのが実態であります。何とか我々も努力をしていかないといけないということで、各事業所の照会を実施するなどして。

例えば、今、学校が廃屋化しようとしておりますが、学校跡を利用して何とかならないかということで、そういうプロジェクトでも検討してまいるべきではないかとも考えているところであります。

また、具体的に企業に理解を深める方策ですが、障がい者雇用率に関する啓発でありますとか、障がい者雇用に対します企業への支援制度、そういったものについてもよくわからない部分が、おっしゃいますようにあるとすれば「職親制度」のことも含めて、もっともっと啓発して、そういう中で協力してもらえようような体制を考えていかないかと思えます。

そういった雇用促進のための、町内の関係者といいますか、ハローワークを中心に障がい者の就労支援センター「たいよう」もそうですし、それから障害福祉施設事業者の皆様方により連絡会等を立ち上げながら、具体的に検討し、斡旋していくような体制を確保していくということでない、このままでは思うような就労支援ということにつながらないので、はと考えておりますので、そのあたりは前向きにひとつ取り組んでまいらせたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番(池田信博)

その連絡会等が出来ていたとしても、それが実際問題として、作っただけで機能していないという事もあるやに聞いておりますので、そのあたりのことも行政の方でしっかり確認しながらやっていただきたいと思います。

次に種苗センターと資源確保の取り組みについて伺います。

種苗センターについては、水産業の振興を図る重要な役割を果たしていることは云うまでもありません。民間事業者の育成も視野に入れながら活用することも考えませんかと一般質問もしています。

町長は平成元年からの運営について丁寧に経緯を述べながら運営が困難になり、平成10年から島後町村組合に運営主体を移していたが、町村合併により隠岐の島町の直営施設として管理運営をしている。

この施設は種苗センター運営協議会において、事業計画や運営などについて協議を行いながら事業推進を図っている。協議会で民間事業者の活力を導入することによって効率的かつ生産性の向上が図れ、水産業の振興に繋がるという意見がまとめれば、今後の課題として協議していかなければならないと答えられています。

運営協議会において議論が重ねられ JF 島根と協議をする中で種苗センターの運営に負担してもらおうようお願いをしてきた結果、昨年からの運営に対する負担金として JF 島根は150万円を支出することになりました。やはり種苗センターの果たす役割と必要性は十分に認めてのものだと理解しています。

しかし、種苗センターで働く職員については専門の知識や経験を必要とする職種であるにもかかわらず後継者の育成が遅々として進んでいないというかほったらかしの状態であるように感じているところです。

現在のような施設運営を維持するならば早急に新たな後継者を育成する必要があると思っています。

取り組みについては、資源の管理が今問われているのではないのでしょうか。魚介類などの水産資源は決して無尽蔵にあるわけではないと思います。後継者不足が問題になっていますが、理由の一つとして漁獲量の減少による経済的な理由もあって漁業者の道を敬遠する人がいるようにも聞いています。保護する場所や期間を設けて資源の管理をすることで限りある資源を永く利用することが可能になってきます。

水産資源が豊かであれば漁獲量も増えて安定的な収入にもつながります。漁業者や漁業関

係者に自主的な取り組みをしてもらえるような動機付け等が大切になってくると考えます。

栽培漁業の充実を図り水産資源を豊かにする方策についての考え方と、今後の施設の運営を現在のような直営で行うとするなら後継者についての考え方、他の運営方式を考えているならその考え方を伺います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問2点目の種苗センターと資源確保の取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

種苗センターにつきましては、栽培漁業や養殖漁業に必要なアワビ、イワガキ、ワカメの種苗生産を行い、これらの資源を活かした水産業振興のための直営施設として有効活用を図っているところであります。

質問の「栽培漁業の充実を図り水産資源を豊かにする方策についての考え方。」であります。アワビなどの種苗の安定的生産技術の確立はもちろんのことですが、放流については適地の選定基準を設けてございまして、例えばタコとかヒトデ等と思いますが害適駆除の実施や一定の禁漁期間を設定するなど、適切に漁場管理を行いながら、資源の増殖に努めることが重要ではないかと、このように考えているところであります。

次に「今後の施設の運営を現在のような直営で行うとするなら後継者という事を言われておりますが、技術者の確保についての考え方ではないかと思っておりますが、それ以外の例えば民営化する等の他の運営方式を考えているならその考え方。」についてであります。漁業生産者からは、「直営であろうが、民営であろうが、どういう運営であろうが種苗生産にかかる技術者がそこで育ち、栽培漁業や養殖漁業に必要な種苗を安定的に生産し、水産資源の維持増大と生産性の向上を図ることを第一に考えて欲しい。」と言う意見が非常に多くあります。

現状の運営体制を見ますと種苗生産にかかる技術の継承者の確保をしなければならないと考えているところです。どういう形になっても、それは必要であると。

種苗センターは、行財政改革実施計画におきまして、見直しを行う施設でありますことは違いありません。民間への業務委託も含め今後のあり方等、水産種苗センター運営協議会や関係機関と協議を十分に交えながら、より効果的な活用を図ってまいらなければならないと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

12番（ 池 田 信 博 ）

再質問いたします。

町長は施政方針で「水産業では漁業就業者の確保、育成を図るとともに種苗放流、栽培漁

業などの“つくり育てる”漁業の取り組みを推進し、観光商工産業との連携強化のもと隠岐の魚貝類の提供や、水産物需要の拡大を図り、隠岐の水産加工品のブランド化に取り組んでまいります。」と述べられております。

水産業は、非常に重要な隠岐の産業であるということを理解した上での施政方針だと思います。ところが種苗センター、以前から協議する中で後継者のことを今まで常にいっておりました。ただ、現時点でまだその方針がみえてないということで、今回質問させていただきましたが、これは民間でやっていただくにしても何時ごろまでに後継者、そのような技術を伴った職員をお育てになるつもりでしょうか。具体的にもう少しお答え願えればと。

そして、今、資源を守るために放流する、そのような取り組みも一生懸命やっておられますが、私が最初に伺った漁業関係者の自主的な取り組みへの動機づけ、このことについて先ほどお答えがなかったということで、そのことについて具体的に行政が協議会の中で、

所管の方がでられますので、その中で動機づけをするようなことを考えていくべきだと、協議していくべきだと思います。このことについても伺います。

そして行革の中で、今、この施設のことが取り上げられているということでございますが、その行財政改革実施計画を見直してでも、もう少し事業を大きくするとかいう事も、やはり以前から考えるべきでないか言っておりましたので、再度そのことについてお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えいたします。

もう、すでにご案内かと思いますが、島前、西ノ島にございます県直営の「栽培漁業センター」もう20年来運営されてまいっております。それなりの実績をあげておりましたが、一昨年からは県も1兆円を超えるような財産を抱えて、行財政改革に取り組むなかで民営化議論がでております。

そういう中で、たまたま私が島根県の水産振興協会の副会長を仰せつかっております。会長は浜田の宇津市長さんですが、昨年、一昨年からですか、県から何とかこの水産振興協会の方で受託してもらえないかという議論がでてまいりまして、去年はそのことを相当数議論をいたしまして、昨年の秋にいよいよ、それではということで水産振興協会の直営事業として受託することに決定をいたしまして、昨年の11月から全国に公募いたしまして、技術職も採用してまいります。ただし民間でございますので、いきなり本採用という事ではございませんが、1年間嘱託職員を経過するなかでどうするか、改めて判断するということです。

嘱託職員ということで募集をいたしました。そして技術屋さんも受験をしてもらいました。そういう事で3名、栽培関係に携わる職員の辞令交付に行くことになっております。

そういう中で、わが町の種苗センターにつきましても、行財政改革の中では民営化できるものは民営化という線を打ち出しておりますので、その民営化の1つの施設であることは違いありませんので、今、それを正に検討していただいているという状況であります。

これから議論の中では、水産振興協会との連携を深めるなかで、どうあるべきかも、改めて検討してまいりたい。

4月1日に協会の局長も本町に来てもらい、2日には種苗センターのことについて少し意見交換をさせてもらいたいということで、いま日程を組みながら前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

次に、漁業者自らが前向きに取り組むためにということですが、つくる漁業だけでなく水産というのは、今日も午前中に議論がございましたが農業で6億、しかしその10倍からの水揚げをする水産というのは、やはりこの地域の振興には欠くことのできない業種であることには間違いありません。

その中で改めて、離島再生交付金のこともあります。先進地を視察するなどして前向きに漁業者の皆さんが生産意欲につながる、つなげていくような体制もきちんと作りながら、漁業者あげて前向きに取り組んでいけるような環境を整備してまいりたいと、このように考えておりますので宜しく願いして、答弁に代えさせてもらいたいと思います。

12番(池田信博)

今の話を聞いておりますと、進んで議論して考えていくということだったと思います。

そのような事を、以前から種苗センターの運営について話合っておりますなかで、もう少し所管からしっかり説明できるように。

今ぐらいの話でしたら、委員会の方でも説明してもいい内容と私は思います。

そのようなことを聞いて少し安心しましたが、町長は今年度は「自分が今すぐやると・何でもかんでもわしがやるんだと、スピード感をもってやる」ということでございますので、もう少し我々にも説明をしっかりといただいて、理解して、お互いに協議ができるようにしていく環境を是非作っていただきたいと思います。

すぐやる町長ですから、そのことについて一言、最後にお伺いして終わります。

番外(町長松田和久)

言ったことは間違いありませんので、どうかひとつ委員会等でも私がいるかぎりを出たい

とおもいますので、お呼びいただければ説明できる範囲で説明してまいりますし、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

今まで、この種苗センターの件については色々議論がございましたが、私は今、直営で運営している以上は少しでも漁業者の皆さんに納得してもらえそうな形にするために、私は水産の担当の職員にも、4月1日には申し上げてきましたが「役場のなかだけが事務所だと思ふなど、あそこも自分の事務所と思つて足を運んで欲しい。」と、これは県の水産部の方々にもお願いをしております。

私も年に2~3回行きますと、私が行った時に県の方も自分の事務所であるかの如く、つなぎに着替えてやる姿をみて「あーよくなったなあ。」と思っておりますが、民営化しようが直営であろうが、やはり漁業者の皆さんにとって「よくやっている。」と言われるような施設であるべきであるということで、室長には今までもそのように指示してきておりますので、きっと期待に応えてくれていると思っております。

そういう議論につきましては、ぜひ私もこれからは積極的に出て、スピードを以って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思つます。

議長（米澤壽重）

以上で、池田信博 議員の一般質問を終ります。

次に、4番：齋藤幸廣 議員

4番（齋藤幸廣）

通告に従いまして一般質問を行います。

第1番目に文化財保護について伺います。

隠岐の島町では島民、観光客に隠岐をよく理解してもらうために、町の玄関口の海洋自然館のリニューアルに1,000万円投じて、今取り組んでいます。それは世界ジオパークへの登録認定が現実味をおびてくる中で、ミニ博物館としての位置づけとなり、展示物の中心は岩石標本ですが隠岐固有の生物標本なども展示される計画だそうです。

これらの標本のほとんどが昭和60年頃、所有者から借り受けたものです。海洋自然館はその後一度展示内容が変わっていますが、その際展示されなくなったものが郷土館へ行ったり、他の場所へ仕舞い込まれたりしました。それらの管理が十分になされているのか、所有者、関係者は大変心配されております。郷土館にはこれらの標本に加えて土器などの出土遺物も展示されておりますが、しっかり管理されているのか心配になってきます。

これらの標本、遺物は観光協会、あるいは郷土館が借受けたようですが、実質的な事務局

であった観光商工課で調査整理した上で、やはり文化財保護に責任があり、知識、技術を持った教育委員会が一元管理すべきと考えますが如何でしょうか。

第2番目は海洋自然館、郷土館に標本、遺物を貸してくださった方々の家にはまだまだ沢山倉庫などに、それらが保管されています。御本人は亡くなられたり、高齢になっておられます。私が調べただけでも次の通りです。

(故人)笠松 繁氏の岩石標本が倉庫に、(故人)藤田一枝氏の出土遺物がまだのこされています、野津 大氏の生物標本等・・・他にもまだ沢山の文化財が日の目を見ないままの状況とされます。これらは先人方の残してくださった貴重な財産です。

散逸を避けるためにも早急に教育委員会で調査し、所有者の意向を尋ねた上で、ご寄付なり保存なりにあたるべきと考えますが如何でしょうか。

次に、文化財の中には他にも町が引き取ったものがあります。例えば東郷の旧給食センターには佐々木家の民具類、また町民体育館には高梨家、奥村家の民具類が仕舞われております。また古文書は教育委員会、図書館以外に五箇の都万目の民家裏の蔵に仕舞い込まれているそうです。

これらの収納環境、管理はどうなっていますか。劣化を招いていると思いますが、如何でしょうか。

これら文化財の保護のためには、調査、引き取り、整理、保存処理などにもどうしても新たな人員配置と予算措置が必要です。どうされるのか具体的にお答えください。

収納施設がないので積極的に引き取らせてくださいとお願いすることが出来なかったという側面があったそうです。管理しやすくするためには、それぞれでまとまったスペースが必要です。収納施設をどう整備するのか具体的にお答えください。

当面の措置として、閉校後の校舎の教室を充てても急を要するものについては収納しておくべきではと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

番外(教育長 藤 田 勲)

只今の齋藤議員の文化財保護についてのご質問にお答えします。

1点目の自然館や郷土館で管理している文化財は教育委員会が一元管理すべきではないかというご質問でございますが、自然館につきましては議員ご指摘のとおり本年度中にリニューアルを行なうことになっており、世界ジオパーク登録に向けて岩石標本や生物標本などを整備するとともに、収蔵品リストを改めて整備し、適正に管理することとしています。郷土館、創生館などにも色々な展示物がございしますが、郷土館では「民俗・民具」を、創生館では相

撲・牛突きといった「伝統行事」を、そして自然館では岩石や動植物といった「自然」を展示する施設として、それぞれの役割を担っていくことが大切ではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町当局との連携を図りながら展示物の実態把握に努め、土器などの埋蔵文化財につきましても、所有者の理解を得ながら教育委員会が一元管理したいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の個人所有の標本などの保存についてのご質問ですが、議員ご指摘の遺物の中には、既に郷土館や自然館で展示されているものもございますが、未だ眠っている遺物などについては調査に努めまして、所有者と保存方法等の調整を図っていきたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、3点目の町が引き取った民具類や古文書の収納環境についてであります。旧給食センター及び旧町民体育館で管理しています佐々木家や高梨家の民具類などの保存環境は十分ではないと認識しています。佐々木家の民具類は解体修理時に一時移転したものでありますので、早急に元の佐々木家へ戻したいと考えています。また、高梨家、奥村家の民具類については郷土館に移す方向で検討してまいります。

また、教育委員会、図書館、都万目の民家などで保管しています古文書についてであります。島根大学附属図書館との連携により一部の電子データ化を進めるとともに、古文書を中性紙で挟んで酸化を防ぐ処理など、劣化防止の取組みを行なっているところです。古文書の劣化は、温度（熱）、湿気（水分）、光（照明）、生物（微生物）が大きな要因であることから、図書館の収蔵庫で管理することが適切であると考え、今後は全ての古文書を図書館に収納する方向で検討したいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、4点目の文化財保護のための人員配置と予算措置についてであります。新年度において緊急雇用創出臨時特例基金事業の補助金を活用し、5人の臨時職員を雇用し埋蔵文化財遺物整理に取り組むこととしています。その他の調査研究などにつきましては、引き続き現有体制の中で、積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

次に、5点目の文化財などの収納施設の整備であります。1点目で述べましたように自然館、郷土館、創生館、図書館などがそれぞれの役割を果しつつ展示物の保存活用を進めることによって、特別な施設を整備しなくても収納は可能であると考えているところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

只今のお答えで理解できないところ、納得のいかないところがありましたので再質問いたします。

私はこの質問をするにあたって何名かの文化財保護審議会委員の方々、また元審議会委員の方からいろいろ聞き取りをいたしまして、質問をしている訳でございますので、そのところをお含みおきいただいております。

第1点目の質問で、土器などの文化財については教育委員会の一元管理をしたいと言われましたが、他の文化財についてはどうなのですか。

自然館に置かれていた岩石標本、生物標本、また出土遺物について、今どこにあるかはっきりした台帳もないという状況になっているのですよ。これから調査しないと分からないという状況になっている訳であります。そこにあるものや、一部は分かっているのですが、そこから引き上げたものについては、また郷土館に行ったもの、郷土館でも展示されなかったものは何処にあるのか、どういうふうになっているのか、そういう台帳はどうも教育委員会にないみたいなのです。

地方教育行政法では、文化財の保護については教育委員会が責任を持つという事が謳われているわけですから、やはり全ての文化財について教育委員会がどこに置くかは別にして、責任をもって管理すべきと考えますが、如何ですか。

隠岐の島町のほとんどの小学校には、笠松先生の岩石標本が寄付されてあります。今は無くなった津戸の小学校とかにもあったそうです。また、笠松先生が学校の庭のところにも岩石園というものも造られています。今、分かっているのは下西小学校にあったのです。それが今、どうなったのかも分からない状況だそうです。

これは要望になりますが、直ぐ今の小学校にある岩石標本については調査され、台帳をつくり、閉校時の混乱で散逸しないように早急に措置をとっていただきたいと思っております。

古文書については、島根大学附属図書館と連携してなされているといわれておりますが、それがなされた上でも都万目の民家裏の蔵については、以前は五箇の文化財に詳しい方が季節毎に蔵を開けて風を入れていたそうですが、その方がお亡くなりになってからはそういう事がなされていない。

この事についても、文化財保護審議会の方からお聞きしたのですが、非常に劣化が心配される状況だそうです。蔵ということで家よりは湿度が良いかも知れませんが、風は入れてもらわないと困るという事を指摘されております。早急になされて欲しいと思っております。

次に、出土遺物については5人の臨時職員を雇うことによって、保存処理を行っていくと

ということですが文化振興係は今、世界ジオパーク登録準備という大きな仕事を抱えている部署であります。その5人の指導にあたる担当の職員は、そのことについても手伝えることが必要となってくる。そういうことの中で、本当に今の体制でやれるのかどうか、人的配置でやれるのかどうか心配になってきます。

本当にやれるのですか、膨大な調査、民家に眠っている文化財の調査、今もいった小学校の岩石標本の調査等、今からやっていかないといけないのですが、今の人員で本当にできるのですか、改めて質問いたします。

次に、施設の問題に移りますが、どういうものがあるか全体像が掴めないのに、そういう調査がされていない状態で自然館、郷土館、創生館、図書館等それぞれの役割を果たしつつ展示物の保存活用を進めることによって、特別な施設を整備しなくても収納は可能であると判断されたのですか。

郷土館は県指定の文化財です。県からは展示などは全部するなどはいわないけれど、差し控えて欲しいということが言われているそうです。

図書館についてですが、図書館も古文書の収納には使うべきということですが、確か図書館建設時に古文書を収納するスペースを造りたいという要望は出ていたのですが、思うような整備は出来なかったというのが文化財保護審議会委員の方の言葉でした。そういうスペースがあるのでしたら、何故、古文書を都万目の民家裏の蔵に収納したのかと言うこともいえるわけです。図書館にきちんと収納等保存するところがあるなら、そこへ全部すべきだったのです。

また、文化財については研究が進めば進むほど増えていくのです。それを今の既存の施設で収納が可能ということは絶対出てこないと思うのですが、如何でしょうか。

答弁を聞いて、どうしても聞かないといけないと思ったのは、文化財保護に対する教育委員会、特に教育長の認識を問いたいと思うのですが、20年度の文化財保護審議会が2回の予定が1回しか行われていなかった。

危ぶまれる文化財保護の状況のなかで、何故、20年度は1回しかなかったのですか、お答え願います。

番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

再質問にお答えいたします。

土器以外の資料等についての管理、これもやはり教育委員会が一元管理をするべきではないかと考えております。

2点目の散逸しないようにということですので、小学校にあるものにつきましても調査、リストアップをして保存管理に努めていくようにしなければならないと思っております。

次に古文書の劣化であります。これは今、教育委員会、都万目の民家裏の蔵、それと図書館にございますが、これもやはり収納施設として一番適切な機能を持っている図書館の中で、図書館の古文書収納施設というのは、大きくはないですが2部屋ございまして、今の古文書の量からするとそこでも可能であるというふうに思っております。

次に出土の遺物、これは22年度緊急雇用創出臨時特例基金事業で5人雇用いたしまして調査する予定であります。それ以外に重点分野雇用創造事業というのがありまして、これも新年度当初予算に上げているところであります。ジオパークの関係で3名のインストラクター、あるいは資料の整備、保存、調査等につきまして雇用が可能ではないかと考えているところであります。

それと現有の施設、私初めて聞いたのですが、郷土館が県の文化財、そちらでは展示を差し控えるようにとのことですが、郷土館につきましては私どもは歴史民俗資料館という位置づけで捉えておりまして、そちらでは遺物も含めまして、そして歴史民俗的な保存、活用といたしますか、展示これは可能でないかと思っております。

次に文化財保護審議会、年2回予定しておりましたが21年度につきましては1回しか開催をいたしておりません。この点につきましては、今後、計画通りの審議会開催としたいと思います。

次に、都万目の民家裏の蔵の管理方法につきましては、これは少なくとも蔵の窓の開閉等には勿論、努めてまいらなければならないと思っております。そちらのある古文書につきましては、先ほど申し上げましたとおり今後、図書館の方で収納したいと思っております。

人員配置につきましては、確かにきつい局面はありますが現有の人員のなかでしっかり文化振興を努めてまいりたいと思っております。

そして調査されていないものが多くあるということであれば、当然、学校施設での管理というのは跡利用の有効活用という上からも、教室を活用するというのも考えていかなければならないと思っております。

先ほど1点目では、現有の施設で可能であればそちらで収納したいと申しあげましたが、その結果、スペース的に不十分ということであれば、それは当然、閉校後の学校の活用というのは見据えていかなければならないと思っております。

4番(齋藤幸廣)

非常に見通しが甘いといいますが、3人の臨時雇用の問題でも、非常に勘違いされたという事ではすまないと思うのですが、そのことはおいておきます。

出土遺物については、まだ民間にもありますので、家に、これについての処理、保存も必要となってくると考えております。

出土遺物の収納ということになると、展示のことも考えると今の段階では1校まるごと使用しても足りないくらいになりはしないかと……。今津の今の校舎を使っても間に合わない、全く足りないのは現実です。そここのところをしっかりと認識されて、取り組んでいただきたいと思います。

人員配置については、今の体制では出来ないと思いますけど、時間もありませんので、これはまた次の機会に取り上げたいと思います。

では、次の質問「閉校後の跡利用について」伺います。

学校の統廃合によって5校が閉校となり、その跡地利用について昨年12月にその報告書が出揃いました。

しかし校舎については、あまりにも規模が大きく全体的に活用することは困難であり、一部の教室などを使った案が出ています。

例えば、宿泊体験交流施設、文化財等の収納展示、学習施設、特産品の開発、加工あるいは販売施設、地域の配食サービス、あるいはサロンとしての施設等が挙がっていますが、それぞれ3校ずつ重なっていますし、他には公民館あるいは出張所などの公的機関の移転を要望している地区もあります。

これらをバラバラに進めると機能の同じ施設の重複、既存の施設、公民館、分館、集会所、加工場、販売所との機能の重複など混乱を生じさせます。長期的なビジョンを基に島全体で跡利用、特に校舎の利活用を考えていかなければなりません。

そこで質問いたします。

1 番目、跡利用についての町の基本方針と各校の基本計画を示してください。

2 番目、施設の維持管理については町が責任をもつこととなりますが、地区が教室等を利用しての何らかの事業を始めるとすると、どうしても当初は非常に財政的に苦しい運営を強いられます。その際、町は何処まで財政的、あるいは人的支援をするのか示してください。基準がありましたら、それを示してください。

3 番目、平成23年には世界ジオパークへの登録、認定が現実味をおびてきました。「ジオパークとは科学的にみて重要なあるいは美しい地質遺産を有する自然公園のことですが、隠

「隠岐ジオパークは生態系や歴史・文化などを含む総合的な自然公園を目指しています。」と、隠岐ジオパーク推進協議会のパンフレットには書かれております。

世界ジオパークに認定されれば、観光客はもちろんですが研究者、学生が隠岐を今以上に訪れます。島根大学臨海実験所には学生を中心に年間500人くらいの実習、研究に訪れているそうですので、もっともっと増えてくると想像されます。彼らのための宿泊所、研究室などが必要になってきます。また研究のための資料館としての岩石標本、生物標本、出土遺物、古文書、民俗学上の民具などのそれぞれの博物館も整備しなければなりません。

それには、閉校後の校舎などを島全体として活用し、地域の特性を活かせるよう配置を考えていくことが、一番コストが少なく実現可能な整備方法と考えます。

その上で、地域が主体的にかかわるような雰囲気を作りあげ、校舎の一部については地域に任せるといった考え方にたたれては如何でしょうか。

そして研究などの成果の報告をしてもらうことが大切です。小中学校生、高校生、また一般町民を対象に大学生、教授に講演をしていただくのです。それが子ども達の学習意欲を高め、郷土に誇りを持つ人材教育となります。豊かな心を育む教育、隠岐びとを育てることに繋がっていくのです。

先を見通せない時代といわれています。こういう時こそ町長としては、町民に希望の持てる将来のビジョンを語りかけねばなりません。この博物館の配置構想について、町長はどう思われますか、お聞かせください。

番外（町長 松田和久）

続いて2点目の「閉校後の学校跡地利用について」のご質問にお答えいたします。

学校統廃合によって閉校後の学校跡地利用につきましては、昨年5月に各地域の住民の皆様方によります跡地利用検討委員会を立ち上げ、議員ご案内のとおりその利活用について12月には報告書が出揃ったところでございます。

1点目の跡地利用についての町の基本方針と各校の基本計画についてでございますが、地域の役員や公募委員の方々により、検討いただきました各報告書には校舎の跡地利用によって、それぞれの地域の活性化に対する熱い思いが込められておりまして、基本的には報告書に盛り込まれた内容を十分に尊重させていただいて、町の方向を決定するように現在、総合振興計画との調整や財源なども含め、検討している最中ではございますが、基本計画ができました段階でご報告申したいと考えておりますので、今少しお時間を頂きますようお願いいたします。

次に2点目の財政的及び、人的な支援につきましては、各施設の利用方針に応じて当面の間は、その維持管理などにおいて財政的な支援も、必要であろうかと認識をいたしておりますが、基本的には地域の自主性を生かし、将来的には独自に運営していただきたいと考えております。

人的な支援につきましても、当初の立ち上げなどについて、所管の窓口によってサポートし、将来的には地域での独自性を生かし、円滑な運営が可能となりますよう、連携をとって支援してまいりたいと考えております。

次に3点目のジオパークの問題ですが、跡利用検討委員会の報告書にも隠岐の動植物の標本や化石の保管、展示場所としての利用についての希望もあるなど、隠岐の歴史や自然に対して、町民の皆様に関心が高まっていることにつきましては、大変に喜ばしいことであります。今後も閉校後の跡利用も含め、様々な機会をとおして、郷土の自然について学習意欲が高まることを期待しているところでございます。

ご指摘の博物館構想についてでございますが、このことはこれまでの議会でも、私がアカデミックな世界ということを申し上げましたが、私自身も齋藤議員がおっしゃるようなかたちにJGN登録されるということがもしあるとすれば、それは大変なことですし、必要になるだろうと懸念をしておりましたが、もうすでにこの問題が出てまいった。

当時は、そういうことは必要ない。島中テーマパークにしてやれば、そんなことはいりませんというようなことでありましたが、私はやはり今後は博物館でありますとか、学芸員の設置でありますとか、あるいは説明員を島内で養成していく必要があるということも、必ずやでてくるだろうということを考えまして答弁をさせてもらっておりましたが、間違いなくこうなってくれば当然必要となってくると考えておりますが、当面は自然館や、郷土館、創生館、図書館などの既存施設を有効に活用しながら、十分に対応させながら、一方ではそういったことも考えざるを得ない時期もくるだろうと考えておりますが、現段階では具体的な方策は持ち合わせておりませんので、今後また議論をさせていただくことになるかと思っておりますので、宜しく願って答弁に代えさせていただきたいと思っております。

4番(齋藤幸廣)

基本計画、また各校の具体的な整備計画というのは、まだ検討しつつあると、これからするという表現でした。少なくとも、日程といいますか工程として例えば今年度中にやるとか、今年度半年をかけて基本方針をだして各校の整備方針をとというのを何時だすのか、お聞かせください。

世界ジオパークへの登録ということですが、「ジオパーク」と「世界遺産」との違いというものがありまして、先ほども「隠岐ジオパーク」については述べましたが、多分このジオパーク指定になると生態学、考古学、あるいは歴史民俗学の研究者、または学生等を中心とした人達が隠岐を訪れるだろうと予想されます。そういう研究者を受け入れて、また地域の教育に活かしていくというのが、ジオパークに認定された場合にはやっていかなければならないと言われております。

博物館の整備についても、申請の段階ではそこまでしなくてもいいという解釈でしたが、認定された場合にはそれに取り組んでいかなければならない。大きな違いは、ジオパークの場合は5年毎の審査があるのです。それにとらなければそこで駄目という事になります。

この博物館、宿泊研究施設というものは整備していかななくてはいけないというのが目に見えております。ところが今、議会でも財政のことがいわれましたが平成27年からは交付税の減額が5年間で10億円とも15億円ともいう数字がでております。そういう時期に重なった場合、新たな整備は出来ませんので、ぜひこの廃校後の跡を利用して全てとはいいません、地域の方々の考え方もあります。

また実際、そういうことを目指した宿泊施設、研究施設とか考えておられる地域もございしますので、連携をとりながらぜひこの博物館構想については、今から基本構想というもの作ってもらいたい。そうでないと今から6年後、7年後には整備を迫られた時に財政的に苦しい中、新たな施設をつくるということは絶対に出来ないという状況になってくると思うのです。

今のうちに全体のグラウンドデザインをつくっておくべきと思いますが、如何でしょう。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えいたしますが、まずこの廃校舎の基本構想、基本計画は何時までにと考えているかというご質問ですが、私はこれにつきましては概ね、これから半年間の時間猶予をいただきたい。大体半年間位の間に方向が出せるということでございますので、ぜひその間には方向を出したいというように思っております。

次に世界遺産とジオパークの違いのお話しがありましたが、世界遺産になりますと第一に保存ということが第一義です。

しかしジオパークの場合にはそうではございません。ラムサールの場合も保存が中心みたいですが、しかしジオパークの場合は、即観光資源として活用できるという利点があるわけです。そういったしますと、全世界が注目をし、隠岐にそういった方々が来島する。そのことについては非常にありがたいことでもあります。

しかしながら、先ほども言いますように「ジオパーク」もう少し慎重にやったほうがいいよということを申し上げたのですが、そんな必要はない。早くやったほうがいいという事でございましたが、実際にはそうなってくると先ほどいったような施設整備が急がれると思います。何れにいたしましても、来年度の JGN から GGN 登録が可能になるのかを見定めながら、そのあたりについては今後、具体的に検討を進めなくてはならない課題になってくるかと思えます。

先ほど議員ご指摘のように、あと5年いたしますと午前中にも申しあげましたように交付税は間違いなく下がってくるということを考えると、いったいそれまでにどうしたらいいか。

午前中のご質問にもございましたが、消防署もそういった中でどうしたらいいか、あるいはもう1つの福祉施設の関係「仁万の里」も何時までもほったらかしに出来ないことがあります。そういった事を調整しながら、今後どうするかたちでまとめていくかという事を、総合振興計画、年度別実施計画の中でぼつぼつ考えていかなければならないという事になるかと思えますが、そのあたりは財政計画、中期計画をきちんとたてながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

4番(齋藤幸廣)

財政計画などを見定めた上で、ジオパークに関する博物館とか、研究施設、宿泊施設整備についても考えて行きたいという事ですので、先ほど再質問の中で質問し忘れたことがありますので、1つ取り上げて質問します。

日本ユネスコ協会というのが日本にあるのですが、風待海道倶楽部の「日本の記憶が生きづく島・隠岐を守り伝えるプロジェクト」というのが全国10件の中の1件に登録されたと、12月の新聞報道されております。

そこでは、この倶楽部のプロジェクトによって500万円位の予算が直接おりてくるようですが、それで今、隠岐の成り立ちといいますか、地質学的なことも含めた絵本を作って子ども達の教育に資するという事を計画されているそうです。

今、ジオパークのことが注目されてきたして、エコジオガイド養成講座も開かれるようになって、町民が参加しておられますし、そういう盛り上がりが少しずつ出てきているというなかでの世界登録認定に向けて、来年度から1年ちょっとかけて取り組むわけですが、教育委員会はしっかりとそこらを受け止めて、ジオパーク認定に取り組んでいただきたいと思えます。

番外(教育長 藤田 勲)

世界ジオパーク登録に向けて、昨年の10月にスタートしたところでありますが、教育委員会部局の大きな重点項目として取り組んでまいります。

それには先ほど来、お話がありますように、地域の盛り上がり、地域の動きというのが非常に大きな評価も受けております。

さらに、この地域の生きづく、それぞれの団体の活動と一緒に取り組んでまいりますので、また一緒にご指導お願いいたします。

議長（米澤壽重）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

以上を以って、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、3月12日は定刻より質疑を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 15時05分 ）

以 下 余 白